
令和元年第4回南丹市議会12月定例会会議録（第2日）

令和元年12月3日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和元年12月3日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（21名）

1番 塩 貝 孝 之	2番 前 田 義 明	3番 而 村 好 高
4番 野 村 健	5番 麻 田 育 良	6番 鞆 岡 誠
7番 木 村 裕	8番 谷 尻 昌 史	9番 谷 尻 宣 雄
10番 木 戸 徳 吉	11番 平 田 聖 治	12番 吉 田 尋 子
13番 平 野 清 久	14番 八 木 信 樹	15番 柿 迫 正 紀
17番 今 而 不 悖	18番 松 尾 武 治	19番 仲 村 学
20番 山 下 秋 則	21番 廣 瀬 孝 人	22番 小 中 昭

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	山 口 浩 之	次 長	市 原 丞
次 長 補 佐	吉 田 恵	係 長	井 尻 久 美

説明のため出席した者の職氏名

市 長	西 村 良 平	副 市 長	山 内 守
教 育 長	木 村 義 二	市 長 公 室 長	船 越 雅 英
総 務 部 長	堀 江 長	危 機 管 理 監 兼 支 所 担 当 部 長	國 府 博 美
地 域 振 興 部 長	清 水 茂	市 民 部 長	弓 削 雅 裕
福 祉 保 健 部 長	榎 本 尚	農 林 商 工 部 長	國 府 栄 彦
土 木 建 築 部 長	柴 田 建 司	上 下 水 道 部 長	森 雅 克
教 育 次 長	中 川 勇 夫	教 育 参 事	榊 貢

午前 10 時 00 分開議

○議長（今面 不悖君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 21 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（今面 不悖君） これより、日程に入ります。

日程第 1 「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、12 番、吉田尋子議員の発言を許します。

吉田議員。

○議員（12 番 吉田 尋子君） 議席番号 12 番、みらいねっと南丹の吉田尋子でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

質問に入ります前に一言申し上げます。

去る 10 月 12 日の台風 19 号におきまして、東北地方、関東地方を初め、多くの地域で河川の氾濫、決壊が起こり、多くの人命が失われました。ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

また、今もなお生活再建がされてない方がたくさんおられます。一日も早い復興をお祈りいたします。

本市におきましても、防災についてより一層の備えをと痛感したところです。

それでは、質問に入ります。本日、トップバッターということでいささか緊張しておりますが、みらいねっと南丹の追い風をしっかりと受けまして、質問いたします。よろしく願いいたします。

本市においては、令和 3 年 4 月の開設に向けて、民間の保育所の計画が進みつつあります。子育てしやすいまちづくりのために大変重要な施策であると思っております。用地並びに民間法人も決定した現在の段階の進捗状況について、市長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） それでは、ただいまの吉田議員のご質問にお答え申し上げたいというふうに思います。

今、ご質問の中でございましたように、場所につきましては、小山東の平成台の市所有用地、そして法人につきましては、社会福祉法人京都ルーテル会、これが決定して、

準備を進めておるところでございます。

現在、京都ルーテル会において準備を進めていただいております。担当課の子育て支援課とも連携を密にしながら順調に取り組んでいただいておりますところでございますが、当初は本年度と来年度の2カ年で施設整備を実施していくと、その予定でございましたが、事業者のご都合によりまして、施設の整備については、令和2年度の保育所整備交付金、国庫補助金でございますが、それを活用して、単年度で全て実施していくということで、令和2年4月から保育所の詳細設計に着手をします。

それから、その後、直ちに工事を始めていただきまして、令和3年2月に完成というふうに法人のほうから伺っておるところでございます。これにあわせまして保育所の認可が受けられ、当初の予定どおり令和3年4月に開所をしていただけるものと考えております。

なお、現在、施設の設計や運営方法について計画が進められている段階でございます。令和2年の3月ごろには、市と共同で地元の説明会を開催できる見込みでございます。

今後、国庫補助金の獲得のためのスケジュールといたしまして、令和2年2月ごろに保育所等の整備協議を事業者の事業計画に基づき市が国に申請する予定でございますし、4月上旬に内示を受けて補助金事業に着手すると、そんな運びでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

吉田議員。

○議員（12番 吉田 専子君） 状況について詳しくご説明いただきまして、予定どおりということで、令和3年4月の開設に向けて動いていただいているということで、非常に安心いたしました。

現在の公立保育所、幼稚園との調整なども必要でしょうし、お子さんや保護者の方が安心・安全な保育を受けられるように、市としてしっかりとかかわっていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

9月議会でも質問しましたが、病児保育についての質問を行います。

病児保育については、病児・病後児対応型の実施箇所が全国でも非常に増加しております。保護者が就労している場合、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院や保育所などにおいて病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応など、安心して子育てができる環境を整備することは大変重要なことです。

令和元年の国の病児保育予算は、平成30年度に比べますと4.6億円増加し、92.4億円となりました。訪問型・体調不良児対応型を含めると、全国で2,886カ所

で実施されております。年間延べ約100万3,000人の児童が利用しているということですが。

お隣の亀岡市では、平成20年10月に、当時、建てかえをされた民営のクリニック内に併設する形で開設をされました。国と府と市の3分の1ずつの補助率で行う事業ですが、亀岡市では、利用料金については1日2,500円、半日で1,500円という利用料金になっているということです。対象児童は病気などにより集団保育に適さない生後3カ月から小学校3年生までの児童というふうになっております。年間おおむね500名前後の児童が利用しているということです。30年度実績は452名ということで、市としては約1,000万円を超える予算が必要ということです。

本市でも、ぜひともこの病児保育を開設していただきたいと思います。開設に向けての見込みを担当部長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

榎本福祉保健部長。

○福祉保健部長（榎本 尚君） それでは、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

昨年度から京都府において開催されております病児・病後児保育事業の広域利用に係る検討会に本市のほうも参画をさせていただいて議論を行っておるところでございます。これまでの検討会におきましては、受け皿の拡大として、病院内で実施されております病児保育を地域開放して受け入れ拡大できないか、また、病児保育の利用促進に係る地域医療機関との連携のあり方、さらには広域利用の仕組みなどの構築などが論点として上げられておるところでございます。

今年度も引き続き検討会は開催される予定でございまして、さらに議論が深められるということになるかと思っておりますが、本市もこの検討会での議論を参考にしながら、病児・病後児保育の実現に向け取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

そのような中で、特に南丹圏域の中核病院でございます京都中部総合医療センターにおいては院内保育を実施されておりますので、病児保育の地域開放に向けた受け入れ拡大ができるのではないかとこのように考えておるところでございます。

そのような中で、船井医師会長とも意見交換する中では、やはり公立病院である京都中部総合医療センターでの開設が最も現実的ではないかとのご意見も伺っておるところでございますし、既にこれまで事務担当者間でも意見交換も行っておりますが、地域の中核医療機関として南丹地域の病児保育を担う役割ということについては認識をいただいておりますけれども、施設や人員体制など多くの課題もあり、さらに検討が必要であるというところでございます。

なかなかハードルは高いところではございますけれども、京都中部総合医療センターでの開設の可能性について、引き続き、同医療センターとも協議をしていきたいというところでございます。

なお、このたび、園部地域での民間保育所の開設ということで進めておりますが、事業者の法人のほうからも、企画提案時において病児保育の実施についてのお考えを示していただいておりますところをごさいまして、そういったところを本市としても強く要望しておりますところをごさいまして、事業者においても前向きに検討いただいておりますところをごさいまして、そういったところも含めて、実現に向けてさらに努力していきたいというところをごさいます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

吉田議員。

○議員（12番 吉田 尋子君） ただいまの京都中部総合医療センターでの開設とか、広域利用ということでの話が、今、協議されているということを伺いました。

病児保育についてはなかなか難しいとは思いますが、広域で利用するということになりますと、非常に移動距離があったり、病気の子供を保護者の方が連れていかれるというようなこともありますので、単にほかの施策と違って、広域が必ずしもいいというふうには私はちょっと思いません。やはり、今、部長言われましたように、近隣の施設での開設が最も保護者やお子さんにとって負担が少ないということで、私も民間保育所での開設を強く考えるところです。

病児保育事業は国の補助によって実施する場合、児童おおむね10人につき看護師等を1名以上、児童3人につき保育士を1名以上配置されるということが必要というふうに明記をされておりましたが、南丹市のように人口が少ないところだと、毎日、必ず病児保育の子供があるというふうには考えられません。

そこで、常時、保育士や看護師を常勤していただくというと非常にコストがかかりますので、そのあたりについて、平成27年、地方分権改革提案募集方式の提案によって、近接病院から保育士や看護師が緊急時に駆けつけることができる対応が可能であれば、常駐を要件としないという緩和が地方になされております。本市のように人口や子供の少ない地域においても、この緩和措置によって病児保育サービスを安定的に提供できるものではないかと思っております。現に幾つかの市町でこの緩和を利用して病児保育を開設されたところがありますので、今後の参考にしていただきたいというふうに思っております。

新設される民間保育所においては、この要件緩和によって、近隣に医療機関がございますので、ご協力をぜひとも賜って、民間保育所での病児保育を実現していただきたいと強く願うところであります。

それでは、次の質問に入ります。

次に、育児休業期間の保育についてお伺いたします。

お子さんが数人おられる保護者の方が、下の子供の育児休暇をとることになった際、それまで保育所に通所していた上のお子さんが保育の必要性がないということになり、

退所または幼稚園への転所をしなければならない事例は本市にはあるのでしょうか。

平成27年度からの保育所実施における確認事項により、それに基づいて実施されているとは思いますが、下の子の誕生月によっては、上の子が年度途中の10月からほかの幼稚園に移らなければならないというようなことがあったり、子供がせっかくなれ親しんでいるお友達や先生との生活を年度途中でかわるといようなことが起こってはいないだろうか、そしてまた、2歳に満たないお子さんのダブル育児ということで、お母さん方が大変な状況になっていないかというところを心配しております。その状況について、担当部長にお伺いいたします。

○議長（今面 不惇君） 答弁を求めます。

榎本福祉保健部長。

○福祉保健部長（榎本 尚君） それでは、吉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

保護者が育児休業を取得することになった場合、育児休業開始前に既に保育所に入所していた子供についての取り扱いに対する国の考え方といたしましては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、一つには、次年度に小学校入学を控えるなど、子供の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合や、二つ目といたしましては、保護者の健康状態やその子供の発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、継続入所を可能とすることとされております。

これを受けまして、本市においても、保護者が1年以内の育児休業を取得される場合、既に入所されている上のお子さんが5歳児等で小学校入学前にある場合については、小学校入学まで継続して利用できるように対応いたしておるところでございますし、また、保護者の健康や家庭環境なども含め、保育の継続が必要と判断される場合は、継続利用を可能としてきたところでございます。

さらに、来年度からは職場復帰を希望されておる場合でありましても、下のお子さんがどうしても保育所への入所ができない場合というときには、育児休業を延長せざるを得ないということになりますけれども、そうした場合、既に入所しておられる上のお子さんについては、継続利用を認めていこうということで、運用を変更していきたいというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、育児休業を1年以上取得される場合など、お子さんの継続入所については、全てにおいてニーズにお応えできているという状況ではなくて、これまでにも、特に3歳児や4歳児の方で、一旦、保育所を退所し、幼稚園に移り、再度、保育所に戻られるといったケースは発生いたしております。保護者からは継続して保育所利用ができるようにという強い思いも聞かせていただいております。保護者からは継続して保育所利用ができるようにという強い思いも聞かせていただいております。

保育士の確保など基本的な課題もある中ではございますけれども、子供に与える環境の変化にできるだけ留意して、今後も可能とする継続利用の範囲の見直しを検討を進め

ていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

吉田議員。

○議員（12番 吉田 尋子君） 3歳児、4歳児、5歳児によって対応が違うというようにはお伺いしておりますが、特に問題になるのは、やはり3歳児の子供の途中での転所であったり、通所がもうできないというようなことだと思います。

亀岡市の場合は、下の子が1歳になる年度の3月までは、上の子が3歳児に関しても通所できるという制度になっています。少し緩やかな制度になっているように思います。温かい優しい対応というのが、やはりお子さんや保護者の方には必要でありますので、市町村に委ねられている部分があるということですので、ぜひともそのあたりでよい方向で保育を進めていっていただきたいと強く思うところです。

それから、保育の認定の進め方なのですが、保育の認定について、保護者の方にしっかりと周知をしていただいて、育児休業を安心してとり、スムーズに仕事復帰ができるような、そういう支援もしっかりとしていただきたい。職場復帰を控えて、こんなはずじゃなかったというようなことにならないように、しっかりとそのあたりを周知徹底していただいて、一緒に考えていただくような温かい対応を強く望みたいと思っております。

安心して余裕を持って子育てを楽しみ、子育てをしながら仕事ができるまちづくりを南丹市で強くしていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

防犯灯の設置については、必要性の求められている箇所が本市の中に数多く存在すると思っております。その中でも、かねてより地元より要望のあります府道日吉美山線の殿田中学校前から日吉駅までの歩道についてお伺いいたします。

主要地方道である府道日吉美山線ですが、中学校前の信号から日吉駅までのしっかりとした歩道が整備されています。そのうち中学校前の信号から次の信号までの約350メートルほどの間には防犯灯がありません。この道はJRを利用して通学する殿田中学校の生徒が徒歩で利用しております。今の時期、部活動の終わりの下校時間は4時40分と聞いております。生徒は日吉発4時56分の電車に乗車いたします。この時間帯になりますと、12月のこの時期ですと、非常に真っ暗な、足元も見えないような道を下校しています。離れたところから見ていると、どこに子供が歩いているのかわからないような、そのような暗さです。

昨日、ちょうどそこを通学している子供と話す機会がありました。余りの暗さに一人では歩かんようにしていると。懐中電灯を持って歩かなければいけないぐらいで、何であの道に電気がないのやろ、ようわからんわという中学生からの声を実際に聞きました。

通学路の安心・安全については、学校のみならず、地域の方々に見守り活動をしてい

ただいたりしながら進める動きとただいまなっております。しかしながら、防犯灯の設置というようなハード面については、なかなかカバーをすることができません。通学路の安心・安全について、教育長に所見をお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 木村教育長、お願いします。

○教育長（木村 義二君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の殿田中学校から日吉駅までの間については、現在、ご指摘のとおり、胡麻地域の生徒がJRで通っていると。冬季につきましては、バス通学をする子供たちが駅まで徒歩で通学しているということを知っております。防犯灯が設置されれば、より安全な下校につながると、このように思っております。

学校に聞きますと、下校時刻につきましては、現在、安全性を十分に考えて、学校もいろいろ考えて、季節に合わせた時刻の設定をしておるということでございまして、より下校については安全性の確保に努めているということを知っております。

そういう中で、今後、防犯灯の設置につきましては、市長部局との連携の上、検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

吉田議員。

○議員（12番 吉田 粂子君） 通学路の安心・安全ということもありますし、また、この道は日吉町の玄関口としての日吉駅からの主要道でもあります。日吉ダムへの散策の方、また、通勤通学に地元の方も使われています。その中心となる道であります。

かつては、この道は地元の商友会のご厚意によって防犯灯が設置されておりました。今は撤去され、駅前でありながら大変寂しい様子となっております。ICOCAの導入も決まり、JRの利用もこれから進めていくべきときであり、これからの安心・安全な日吉のまちづくりにとっても、この府道の防犯灯は必要なものと思われま

す。ただ、この歩道は電源が確保できない状況であるということで、従来の防犯灯が設置できないという状況であるのも事実です。太陽光発電の防犯灯についての検討も必要かと思われま

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） お答えさせていただきたいと思

います。今、ご指摘のように、当該エリアについては、以前は殿田区の商友会において街路灯が設置されておりました。しかしながら、田原川の上空を横断して電線が張られていたということで、これについては、京都府の河川占有が必要になってまいります。また、電気代、修繕代等の維持管理に係る経費が大変大きいということで、残念ながら、その後、撤去に至ったというふう

少し前にも、一住民の方からも、お声も私の耳のほうにも届いておりました。電線をどこからどう引くかとか、あるいは電柱をどう立てるかとか、そういったことは一度検討してみますと、その方にはお答えをしておりましたが、今回、このようにご質問もいただきましたので、例えば信号のほうからこちらのほうに、日吉駅からT字路の信号のところまでは街灯が多分あったと思います。そこから350メートルというかなりの距離ですし、それから歩道の形状を見ますと、ソーラーなどバッテリーを含めた大きな街灯を設置するスペースというのは、花壇はあるんですが、なかなか厳しいのも現実でないかと思っておりますので、必要性は感じておりますが、少し検討させていただきたいと。これは検討してしないということじゃなくて、何とかできる方法がないかということで検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

吉田議員。

○議員（12番 吉田 尋子君） 前向きなご答弁をいただいたということで、期待をいたしております。よろしく願いいたします。

それでは、次の女性の社会進出についての質問に移ります。

第2次南丹市男女共同参画行動計画の策定から半年が過ぎました。この計画については、以前にも質問した経緯がありますが、本日は重点として上げられている基本目標についてお伺いいたします。

本計画では男女共同参画の意識づくり、地域のあらゆる場における男女共同参画の推進、働く場における男女共同参画の推進、安心・安全な男女共同参画の4点が基本目標に上げられています。

近年の社会情勢や自然環境を考えると大変課題は多いものの、大変重要なポイントを押さえた目標となっていると思います。目標達成に向けた取り組みが期待されますが、その内容について担当部長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

弓削市民部長。

○市民部長（弓削 雅裕君） 吉田議員のご質問にお答えいたします。

第2次南丹市男女共同参画行動計画に掲げております四つの基本目標についてご説明いたします。

まず、1点目でございます。男女共同参画の意識づくりに関する主な取り組みといたしましては、6月の男女共同参画週間に開催いたしました「キラリ☆なんたん」、あるいは南丹市教育委員会や南丹市人権教育啓発推進会議などが実施いたします各種講座との連携によりまして、男女の人権意識の高揚に向けた啓発などを行っておるところでございます。

二つ目の地域のあらゆる場における男女共同参画の推進につきましては、南丹市女性

ネットワーク会議によります市の総合防災訓練への参加や府のリーダー研修への参加、また、女性の交流促進の取り組みや京都ジョブパークとの連携によります事業の啓発などを行っておるところでございます。

それから三つ目、働く場における男女共同参画の推進に関しましては、南丹市人権教育啓発推進協議会が11月に開催いたしました事業所・団体向けのセミナー等での連携を初めまして、今月7日に開催予定をいたしておりますけれども、市の人権フォーラムにおきましても、気象予報士の正木明さんを講師に迎えて、仕事と家庭の両立（ライフワークバランス）についての内容での講演を行うなどして啓発に努めていっておるところでございます。

それから、最後の四つ目でございます。安心・安全な男女共同参画づくりの取り組みにつきましましては、女性相談を毎月2回開催しておりますのと、また、11月、配偶者からの暴力をなくす啓発期間と定められておりますけれども、街頭啓発の実施、府立園部高校との連携によるパープルライトアップ事業などを行っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

吉田議員。

○議員（12番 吉田 尋子君） 四つの基本目標についていろいろとお伺いいたしました。

女性の参画ということで、次の質問に入ります。

昨年3月の議会において、本市の審議会等に占める女性の割合について質問をしたところですが、その際の答弁では、過去3年間の平均値が22%ということでありました。30%を目指して努力をしていくとの答弁でありましたが、現在の状況はどのようになっているのでしょうか。また、問題点などについても担当部長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

弓削部長。

○市民部長（弓削 雅裕君） 審議会、委員会等におけます女性の占める割合でございますが、本年4月1日現在で市の審議会等に占めます女性委員の割合が22.8%となっております。先ほど3カ年の数値が出ましたけれども、平成28年度が21.8%、平成29年度が21.4%、30年度が21.8%で、今、申しましたことしが22.8%ということで、少し伸びておるといような状況でございますけれども、目標値の30%には達していない現状にあります。

あと問題点でございますけれども、やはり審議会、委員会における女性の占める割合が低いということは、市政に女性の意見を反映させるという点で課題があるというふうに認識いたしております。

ただ、委員の選定に当たっては、各審議会にお願いもしておりますけれども、推薦母体となります団体自体の女性の占められる割合が低いということで、この辺が主な原因で

ありまして、やはり一般的に女性の参画を進めていくことが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

吉田議員。

○議員（12番 吉田 尋子君） 状況については余り改善されていないというような様子であると思います。全国平均では28%、近隣の市町では、亀岡市も28%、京丹波町も28.9%、綾部市では31%、京都市は34%という数値を見ることができます。

内閣府のホームページに市町村女性参画見える化マップというのが掲載されておりますので、そちらを見ますと、京都府の状況、全国の状況がわかるわけですがけれども、南丹市はやはりそこから考えても低い状況であるというふうに思っております。

政策方針決定の過程で女性の参画の取り組みの施策が必要と考えます。積極的な改善措置を含めた一層の取り組みが必要と考えますが、どのようにお考えですか、担当部長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 弓削部長。

○市民部長（弓削 雅裕君） 先ほども申しましたが、審議会等の委員の選任に当たっては、当部からも庁内の各部局、所属長宛てに女性の占める割合が30%以上になるようお願いしておるところではございますけれども、やはり推薦母体となります団体の割合が低いということで、厳しい現状がある状況です。

また、法令等の規定に基づきまして、委員に一定の専門職の承認が定められておる審議会もありますので、結果的に女性の占める割合が少なくなっている現状もあるかと思えます。

引き続き、各審議会委員の選任に当たって女性の登用等をお願いしていきますのと、やはり一般施策といたしまして、女性の社会参画を進めていく取り組みを充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

吉田議員。

○議員（12番 吉田 尋子君） より積極的な改善措置、やっぱり今までと同じようなことであると、ふえていかないのではないかと。いろいろなアイデアを駆使していただいて、ぜひともふやしていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

本市の職員の女性管理職の割合の現状についてお伺いいたします。

先ほどの見える化マップという内閣府の見える化マップによりますと、全国平均では14%、近隣の市町では、亀岡市では26%、京丹波町でも31%、綾部市21%という状況にあります。本市における状況はどのようになっていますでしょうか、担当部

長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 堀江総務部長。

○総務部長（堀江 長君） ご質問にお答えいたします。

本年4月1日時点の南丹市市役所の女性管理職の割合は26.9%、人数で18名でございます。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

吉田議員。

○議員（12番 吉田 尋子君） 数値的には決して低いものではないというふうに思っております。ただ、今後、次長・部長級への登用を進めるためにも、しっかりとした管理職養成を進めていただきたいというふうに思います。この答弁席に女性の方がどんどんふえていただくことを期待いたしております。そのあたりの次長・部長級への登用などを進めるための取り組みについてはどうでしょうか、担当部長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 堀江総務部長。

○総務部長（堀江 長君） ご質問にお答えいたします。

女性職員の管理職への登用をふやしていくためには、若い世代からのキャリアへの意識醸成が重要であるため、女性活躍のための研修に、女性職員だけでなく、男性職員にも積極的に受研を促しておるところでございます。

また、女性職員の出産や育児などのライフサイクルも考慮しつつ、幅広い経験が積めるよう、多様な職場に配置することを心がけ、キャリアの形成を支援しているところでございます。このような取り組みを通じまして、やはり人材育成、それから職場の環境といいますか、意識の変革というものも必要でございますので、すぐに効果ということではありませんけれども、長期的に達成していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 市長。

○市長（西村 良平君） なかなかしゃべらないというのも苦しいもんでございます。

ありがとうございます。

特に、現在、部長・次長級に女性の管理職がないのは、これも私自身も大変課題であらうというふうに思っております。

その原因としては、だんだん能力、キャリアも積んでいただきながら、ぼちぼちというときになって、子育ては当然終わっておりますが、家族、特に高齢者を抱えての介護の課題などが出てきております。

そんな中で、相談窓口もございますし、個人的にも介護をうまく社会的に支援するような、そういう仕組みを利用することとか、そういうことも促しながら、そのあたりについてもかなり意識的に取り組んでおるところでございますが、まだ実績がないところでございます。そのあたりも私自身も留意しながら、職員の積極的な資質の向上、また、

女性職員の登用に取り組めたらというふうに、その思いは持っております。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

吉田議員。

○議員（12番 吉田 尋子君） 市長からも力強いお言葉をいただきましたので、ぜひともこの議場にたくさんの女性の方が座っていただいて、論議を深める場が実現できればというふうに思っております。

それでは、最後の質問に移ります。

先日、とある京都市内の大学4回生の学生さんから卒業論文の取材を受けました。市町村議会の女性議員の進出についてという取材でした。なぜ本市が選ばれたのかと申しますと、京都府下には、今、女性議員ゼロの市町村が2存在しております。その次のポジションにあるのが本市ということで、女性議員の少ない市町村代表ということで選ばれました。対極には女性議員の割合の多い城陽市が選ばれて、その二つを比較して卒業論文を書くということでした。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が平成30年5月に公布、施行されて1年以上が過ぎました。日本の中では国民の半分が女性であるにもかかわらず、議会の場に女性が少ないという状況です。諸外国との格差も大変大きいということです。議会に女性が参画することで女性の声が届けられ、より暮らしやすい社会が築かれることと思います。

女性議員ゼロの市町村は全国で、今、3割以上あります。京都府では、全体としましては女性議員の割合は18%、近隣では亀岡市が17%、京丹波町25%となっておりますが、10%未満の市町村が5あり、本市はそのうちの一つであります。このような状況につきまして、ご所見を市長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

女性が活躍する社会というのは、議会はもちろんでございますが、広範な裾野がございます。裾野といいますのは、例えばいろんな団体での役員のかなかなか手がない中で、かなりPTAなどは女性の役員さんもふえてきておるところでございますし、それから一時は女性の区長さんもおいででございました。今は多分見当たらないと思っておりますが、旧八木町内では女性の区長さんもおいででございました。また、農業委員さんでございますが、女性の農業委員さんは、数はまだ少ないですが、存在いただいております。そのような状況の中で、特に都市部では地域活動、住民活動というのが非常に盛んで、その中で子育ての課題でございますとか、あるいは環境の課題でございますとか、あるいは高齢者福祉の課題でございますとか、随分、女性の皆さん方がNPOやグループ活動などを通じながら、社会的に発言していきたいと。あるいは、それをさらに発展させて、まち

の仕組みを変えていきたいと、そういう層がだんだん厚くなってきておるのが実情でないかと思ひますし、私もこの議会に出る、出んというのはなかなか言いにくいこととございますけど、そういう世の中を変えていこうという女性がふえておる中で、お声かけはできるのかなというふうに思ひておりますし、これは議会全体の課題でもあろうというふうに思ひますので、議会の中でもなかなか難しい課題とございますが、可能な対応があればよろしくお願ひいたしたいというふうに思ひます。

以上とございます。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

吉田議員。

○議員（12番 吉田 尋子君） 時間になりました。市議会に女性の方が関心を持つていただけるような機会をつくっていただきたいと思ひます。

質問を終わります。

○議長（今面 不倅君） 以上で、吉田尋子議員の一般質問は終わります。

次に、18番、松尾武治議員の発言を許します。

松尾議員。

○議員（18番 松尾 武治君） それでは、おはようございます。議席番号18番、活緑クラブ所属の松尾武治です。議長のお許しがありましたので、ただいまより一般質問を行います。

議会では、早くから市民に開かれた議会を目指し、特別委員会を設置して改革を進めてまいりました。一問一答による一般質問の導入、議会報告会の開催等を含む議会基本条例の制定、さらには子ども議会の開催並びに経費の削減につながるペーパーレス議会の取り組みと、開かれた議会を進める広報公聴委員会の設置を決め、本議会での条例改正の手續を進めております。

なお、議会招集にかかわり、議長の権限で議会を招集できる通年議会の導入を提案したものの、見送られました。多発する災害時の対応を迅速に行うなど、通年議会の必要性を改めて議論する必要があります。

議会活性化対策特別委員会もひとまず区切りをつけ、積み残された課題は議会運営委員会に委ねることになりました。

市民の皆様には、議会報告会などでお世話になりましたことに感謝とお礼を申し上げます。

さて、過疎法の期限切れで、総務省過疎対策室では、財務省の厳しい締めつけにより、みなし過疎地域の除外が懸念されると言われております。みなし過疎地域は近畿では3市町村ですが、全国では25市町村となつて、南丹市においても、過疎債に依存する財政運営が行われております。さらには、過疎地域に限定した交付金など助成もありますが、対象地域から除外されると、市内でも美山町、日吉町における地域支援もできなくなります。このようなことにならないように、議会としても関係機関への要望書の提

出など積極的な動きが必要であると提案いたします。

それでは、通告に従い質問をいたします。

西村市長は3月議会の所信で6項目の指針を述べられました。就任以来、おこなっている行財政改革や子育て環境の整備などに積極的な取り組みをいただいております。

平成29年度に新庁舎建設基本計画が示されましたが、財政計画を立てることなく進められたもので、西村市長は見直しを決断されました。

旧町が進めてきた第三セクターを含む外郭団体の運営見直し、老朽化した施設の耐震化、地域に丸投げをした小学校校舎の活用などを見ましても、多くの課題があり、単年度で解決できるものではありませんが、組織改革を進め、積極的な行政運営に取り組んでいただいております。

所信に述べられました6項目は、令和2年度においても踏襲されると考えますが、それぞれの指針を予算にどのように反映されようとしておられるのか、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） それでは、松尾議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、令和2年度の基本的な市政の方針なり、また、予算の編成方針、そして具体的な予算化、現在、取り組んでおるところでございます。

市政の大きな方針について、また、予算の編成については、短期間に大きく変わるものではございません。ことしの春の思いを引き継ぎながら、特に2カ年にわたる事業などもございますし、また、同じ内容で場所が違って2カ年で行う事業もございますし、本年度の事業をさらに来年度に引き継ぎながら、課題によってはそれを完成させるということが大切であろうというふうに思っております。

冒頭に、市税の収入の課題が述べられておりましたが、令和2年度の財政見通しについては、本年度よりもさらに厳しくなりますのは、合併算定、これは地方交付税でございますが、それが最終年度、もう一回、下がるということで、さらに普通交付税の入が少なくなってまいります。

それから、今後、一般財源がこのような理由で減少する見通しであるとともに、財政の根幹を支える過疎対策事業債や緊急防災事業債については、令和2年度末で終わるということで、大変先行きが不透明でございます。

こちらも一生懸命情報を集めておるところですが、過疎対策事業については、議員立法により、延長というか、新たに何らかの過疎対策が打たれるであろうということは聞いております。

その中で、特にみなし過疎の扱いがどうなるかということにつきましては、現在、国全体の過疎地域が5割を超えるという状況の中で、大変厳しい見通しではないかということでございます。そうなりますと、大変有利な過疎債の活用ができなくなると、新

たな大きな事業を取り組むということは厳しゅうございますので、そういう意味では、少し事業を抑えていく必要がございます。

いずれにいたしましても、今年度の当初に掲げております事業については、何とかやり切っていきたいということで、例えば緊急防災・減災事業で、防災無線の関係なども制度があるうちにやり終える必要があるということで、来年度もどうしても予算が大きくなる予定であろうというふうに思いますが、十分国や府の財源を求めながら、しっかりと予算の編成をしていきたいというふうに思っております。

それから、来年度は会計年度任用職員の制度によりまして、人件費がアップする予定でございます。また、高齢化に伴いまして社会保障関係費、それから公共施設の老朽化による改修費など、これは確実にふえるというふうに思っておりますので、そういった意味では、大変編成がしにくい中ではございますが、しかし、やはり今までおくれたおった、積み残されておった課題を解決するためには、もう1年は頑張っって大きな予算で事業を前へ進めたいと。

その後、どういうふうに進めていくかということについてでございますが、特に公共施設のスリム化などの取り組みを徐々に進めながら、財源を生みながら、当初の目的の南丹市のまちづくりを積極的に進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

松尾議員。

○議員（18番 松尾 武治君） ただいま予算の編成方針について述べていただきましたけれども、明るい話は見えないというような中で、大変厳しい状況の中にあります。

特に、私がこれから少し述べますけれども、個別の外郭団体についてはまた後ほど述べるとして、平成20年度に公益法人等改革推進計画が示され、監査法人トーマツにより、平成21年度には外郭団体等経営診断報告書、22年度には外郭団体等改革の方向性報告書が示され、早期の改革を議会で私も指摘をしましたけれども、今日まで放置をされております。

それぞれの外郭団体はみずから報告書に基づき改革する必要がありましたが、改革の兆しが見えないままに、日吉ふるさと株式会社を筆頭に市の財政負担がふえております。

これらの外郭団体のあり方については、先進事例を参考に、効率化と公の施設の民間譲渡等を進める一方で、引き続き、国、府の財源獲得を積極的に進めていただきたいと考えます。

特に、庁舎の耐震改修は住宅建築物安全ストック形成事業補助金など、国の助成金を受ける必要があります。この事業は補助率が3分の1ですが、要安全確認計画構造物の指定を受けることで、5分の2にかさ上げされています。有利な財源を活用する庁舎耐震改修を進めることを提案いたします。

それでは、次の質問に移りますが、9月議会に他の議員から質問がありました公園遊具について、遊具の設置基準に基づいた措置を含め、調査した上で質問いたします。

公園遊具により事故が多発する中、国は公園施設の安全点検にかかわる指針を示しております。公園管理者は国の指針に基づき、都市公園における遊び場の安全性を一層高めるために、子供の遊び場の特性や遊具にかかわる事故等を踏まえ、関係者の共通認識の熟成を図るとともに、公園管理者には公園施設製品安全管理士による点検に基づいた適切な安全措置を講ずる必要があると示しております。

南丹市においても、有資格者による点検を実施されたところ、小山西町公園等の3カ所に設置されている複合遊具に部材劣化が確認され、安全基準を満たしていないことから、遊具の使用禁止を告知するとともに、自治会にも使用禁止を通知するなど、適切な措置をして撤去したと確認いたしております。

多発する遊具における事故は、遊具を使用する方法での事故と老朽化による事故があります。老朽化による事故は特に管理者責任が問われますので、今日まで放置していたものを、市長の行政姿勢から遊具の部材劣化を発見し、迅速な使用禁止の措置と撤去を行うことで、事故の未然防止につながったと考えます。

先日、東京台東区の公園で、複合遊具で遊ぶ園児と保母さんの一団を見かけました。調べてみると、幼児が遊びながら体力の増強につながる遊具を設置した公園と示されておりました。南丹市においても、遊びを通じて体力低下が懸念されている子供たちの体力増強につながる遊具の選定と設置場所等についても慎重に調査し、設置順位を決定する上で、財政の許す範囲で令和2年度予算に反映し、順次、設置することを提案いたしますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） ただいま、議員ご指摘のように、国のほうでも全国的に遊具の事故に対する対応ということで、専門家を使った安全確認調査をしっかりと行うようにというようなことは毎年通達などもいただいております。

たまたま本市の場合、専門家のチェックによりまして、頭を挟み込む可能性がある、それから腐った状態で外れる、遊具が落ちてしまう可能性もあるということで、直ちに撤去をしたところでございますが、地元に対しての説明に不十分な点もございまして、今後、現在策定中の整備計画及びそれに基づく予算の措置が確定いたしました段階で、地元のほうへもそれぞれ説明を行ってまいります予定でございます。

考え方といたしましては、例えば最近の遊具の状況を見てますと、大都市圏では危険遊具をことごとく撤去していった、児童公園あるいは都市公園に遊具がほとんどないという状況が見られます。

それから、もう一つ注目されるのは、ご高齢者用の遊具が結構ふえてきておると。これはジャングルジムとかブランコとか滑り台だけじゃなくて、もう少しソフトに筋力を

高めるような、そういう健康遊具的な取り組みもごさいます。

しかしながら、本市はやはり当該地域においては子供たちも多いですし、先ほどおっしゃいました子供の体力向上なども必要でございまして、特に今までの議会の中でも、住民の声として遊び場が少ないとか、あるいは、幼稚園の保護者会との懇談の中でも、もう少し遊び場が欲しいなというような声も聞かせていただく中で、今回、できるだけ早く計画的に3エリアの撤去した地域に遊具を復活したいというふうに思っております。

詳細は、現在、予算の組み方、あるいは査定を経て明確になろうと思っておりますし、その内容については、地元のほうにもお伝えさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

松尾議員。

○議員（18番 松尾 武治君） 市長、今、答弁いただきましたけれども、まず都内の、私、先ほども述べましたように、公園を見てみますと、やはり全ての自治体に設置するというよりも、少し範囲を広い範囲にしまして、大型の複合遊具の設置をやっておるところを見ましたので、そういったものをこの場で提案をしておきたいと思っております。

次に、医療についての質問に移ります。

質問の動機は、去る11月3日に開催された美山ふるさと祭の会場で見かけた医療法人財団美山健康会の配布文書を見て、美山地区のことではありますが、南丹市の医療と介護にかかわる基本的なことが含まれておりますので、質問することにいたしました。

配布文書には入所病床の廃止または休止、介護事業は民間法人との競合を避けるため、他の法人への移管、もしくは似た介護サービス事業への転換、引き継ぎを行う、また、着任する医師の意見を参考にすると記載されており、この構想案は既に市長が議会で述べておられた、現状のまま引き継ぐのは難しいが、公設公営の診療所として効率的でスリムな運営を示されたものと思っております。

美山健康会は、以前にも議会で述べておりますが、外郭団体等経営診断報告書でも経営改善の必要性が示されているにもかかわらず、改善することなく今日まで至っており、平成29年度、累積赤字が1,728万4,000円、平成30年度は南丹市が助成金として5,000万円を補填したにもかかわらず、累積赤字は242万8,000円となっており、改善を怠った結果が法人の継続が困難となり、南丹市に赤字補填を求めたものと思われまます。

配布文書は、5項目の内容と地域の論議を求める項目で構成されておりました。時間の関係で詳しくは述べられませんが、近隣の病院、介護施設の利用など、住民ニーズの移り変わりや道路網の整備、公共交通の病院直行便の増発、ドクターヘリなど、緊急時の移送体制も設置時に比べ整備されました。

イベント広場で住民の皆様から美山の医療についてお声をお聞きしましたが、継続で

きる診療所を求める声が多く、中には美山健康会が条件闘争をしておられるなどのご意見もありました。配布文書は法人の身勝手な住民誘導につながるものであったと思われます。

配布文書の問題点を述べますが、1点目は、医療と介護の共存を国が示している主張されている点です。国は地域での一体感を示していますが、美山診療所内での一体感ではなく、市域での一体感であり、南丹市でも園部町は老人保健施設の設置はありません。診療所と入所病床の併用は、南丹市のある先生のお話では、医療機器がそろっている病院に移送するので必要ないと言われ、逆に医師に過剰な負担を強いることになると言われておりました。

医療審議会における発表の方法までも指摘されていますが、配布文書には常勤理事の氏名が書かれており、みずからの責任を顧みない発言で、これを受け取った市民の皆様の誤解を招くおそれがあります。

美山健康会の活動方針は変わらないと示されておりました。美山健康会の活動方針が変わらないのであれば、常勤理事の責任で公設民営の診療所で南丹市の支援を受けないで経営を続けられたらいいのではないのでしょうか。この記述も常勤理事としての責任を回避し、市民の誤解を招くこととなります。

次に、職員の雇用を守ることが示されています。これは法人の責任であり、市民に訴えることではなく、法人の責任転嫁と考えられます。

美山地域の平成30年2月診療分、国保被保険者の医療機関利用状況の資料を手に入れました。美山診療所は医療を受けようとされている方のうち24.1%の利用率になっております。そのほかの皆様は、明治国際医療大学附属病院が15.0%、京都中部総合医療センターが12.7%、京都市内の医療機関を利用されている人が18.4%となり、半数近い人が美山診療所から離れている結果が示すように、市民ニーズも美山診療所から他の医療機関に移られていると思っております。

京都府は地域医療ビジョンで医療や介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構想を示しておられます。南丹市においても、美山診療所に全てを担わずのではなく、限られた医療・介護の資源を有効に活用し、市民ニーズに沿った地域の医療・介護等事業者が一体となって、ふえ続ける高齢者の医療・介護等の支援体制整備が必要と考えます。

今回は美山ふるさと祭で住民不安につながる文書が配布されましたので、利用者が減少している医療法人財団美山健康会の経営を支援するのではなく、美山町住民の不安が少しでも解消でき、安心して暮らせる地域医療と介護等の医療体制整備が必要と指摘をしておきます。

過疎地域の医療不足は全国的な課題であり、青森県で地域医療に携わられている事務長さんの発言を見ましたが、破格の条件でも医師は集まらないので、過疎地医療は広域連合による医療体制が必要であると書かれておりました。

美山では、幸いにも過疎集落の医療を担っていただける先生がおられました。この先生に過大な負担を求めることは、医師の不在につながります。医療法人財団美山健康会が配布された文書のような運動は無医村につながりますので、南丹市は美山町に健康会とは別の南丹診療所を設置して、就任いただける先生のお考えを尊重した上で、住民の不安を取り除くことが先決であると提案いたしますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（今面 不惇君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） まず初めに、今日まで尾寄医師を中心にして、美山の健康を守る診療所の活動、精力的に粘り強く取り組んでいただけてきましたことにつきまして、感謝と敬意を表したいというふうに思います。

しかしながら、なかなか尾寄先生やその前の早川先生など、地域医療に全身全霊、命がけで取り組んでいただける、そういう人材を求めるということは大変厳しいと、これは尾寄先生自身もおっしゃっておりました。

私は、就任以来、美山の医療の灯は消さないということを申し上げてきました。その内容は、不十分ではあっても、安定した継続できる未来につながる医療をしっかりと美山地域の中で確立していきたい。そのためにこれからどうしたらいいのかということで、一つは医師の確保をいかにするのかということに、医師の確保がしにくくなる障害を取り除こうということで、一つは、多様な活動によって過大な労働になることを避ける必要があると。そのためには、たくさん医者を雇えばいいわけです。しかし、へき地にはなかなか医者が来てくれないということで、一人、二人程度で何とかカバーしていける外来を中心にした安定した診療所づくりをしていきたいということが一つでございます。

それから二つには、これからのお医者さんというのは、やっぱり退職して、あとわずか、もう少し仕事ができるから美山へ行ってという、そういうお医者さんも必要かと思いますが、将来を嘱望される若手の医師も来てほしいということになりますと、やっぱりキャリアを積める状況をつくっていく必要があるというふうに思います。そんな意味では、近隣の病院に例えば出入りをしたり、場合によっては籍を置いて、そこから派遣いただけるような、そういうへき地とへき地でない病院とがダイナミックにつながっていく、そしてローテーションを組んだりしながら地域の医療を守っていけるような一つのシステムづくりができないかなど。そのことについては、京都中部総合医療センターにもかなりお願いをして、現在、鶴ヶ岡の林健センターに週3回、3名の医師が活躍いただいておりますが、それを継続するとともに、令和3年から少し若いお医者さんが来ていただける、そのポジションについては、京都中部総合医療センターに籍を置いて、その中の機材も十分使いながら、週何日か美山診療所で赴任をいただくと、そんな体制を組んでいこうということまで話を進めておりました。

さらに、契約を取り消したいということで、せっかく1名確保できたお医者さんが、残念ながら美山には行けませんという、そんな話が直近に飛び込んでまいりました。私

が一番心配しておりましたのは、仕事が過剰になるということでございますとか、あるいは、さまざまな分野のさまざまな施設の活動を担わなければならないという重さ、そういうものから、やはり自分は行くのはしんどいというふうにおっしゃっております。

時間がございませんので、そういった意味で、これからの診療所、また一からお医者さんを探さなければならないわけでございますが、基本的には一次医療の充実と、他医療機関とのしっかりとした連携によって地域の医療を守る、そのために外来の診療所をしっかりと作り上げていく、しかもそれは南丹市の責任で美山に新しい診療所を築き上げていくことが必要というふうに思っておりますので、今後ともご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

既に、京都中部総合医療センターあるいは明治国際医療大学附属病院、京北病院、そして董会の園部病院でございますが、美山に対する支援については、私なり、また担当者なりが出入りしながら、十分美山の住民の皆さんの健康づくりに支援をよろしく願いしますということを申し上げておりますし、これからもそういったことを積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

松尾議員。

○議員（18番 松尾 武治君） 今、答弁いただきましたけれども、やはり過疎地域の医療というのは、大変どこの地域でも厳しい状況でありまして、余り過度の負担を先生に押しつけると、どうしても先生は逃げてしまうという状況があると。私もいろいろな地域の状況を聞いておりますけれども、そういった意味においても、やはり過度の負担をさせることなく、最低限の診療所として地域に根差した医療行為が続けられるような体制づくりというか、システムづくりをしていただきたいと考えております。市長のほうからもそのような方向性が示されましたので、ひとまず安心かなというふうに考えております。

中でも、今、美山地区に限定してお話をしましたけれども、日吉のある先生から言うと、やはり診療所というものは、診療所へ来られた人の治療行為をして、それで手に負えなかったら、直ちに大きな病院へ移送するのが我々医師の役目であるということを絶えずおっしゃっておられますので、そういった意味合いにおいても、しっかりとした医療体制を組んでいただきたいというふうに考えております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

日吉町、美山地域では、一部の担い手による農業経営、法人等に集落営農を除き、年金を使った農地の保全管理が農業の実態となっており、集落維持に必要な道路、河川の草刈りなど、高齢化、人口減少の中では過大な負担となっております。収穫されました農産物も、条件不利地のためにコスト高となり、市場流通では採算がとれないのが現実の姿となっております。

農家は農産物の販売では直売所の利用などに頼る農家もおられますが、販売量が少なく、地域農業を支えるほどには至っていないのが現状ではないかと考えております。

各地で行われている農産物直売所から、さらに市内の消費者に発信する販売システムと、それぞれの流通においても、個々の農家に対応するのではなく、販売先と連携したシステムの構築と運営支援をすることを提案いたします。

農産物及び農産加工品は発信力の強い地域が勝ち残ります。集落の法人化等で効率のよい農業推進が進められている地域もありますが、今も述べましたように、条件不利地の農産物を販売するシステムをつくる一方で、南丹市への集客に農産物を活用する特産品及び農産物の大規模な直売所を中心市街地に設置すると活性化にもつながります。少量多品目栽培が高齢者の生きがいづくりにもつながり、栽培した農産物が少量でも販売できる直売所を核としたシステムの構築と販売支援が農業及び集落の支援につながると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） お答えいたします。

かつて美山が美山ブランドということで、さまざまなすぐれた製品をつくり出して販売いただいた、その売り方というのは、まさに訪れた人に少しずつ売るのでなくて、多くの美山ファンを京阪神にこしらえたり、あるいはアンテナショップをつくったり、さらには、直接料理屋さんなどと契約をしながら産直で売っていくと。そういう意味では、非常にすぐれた販売システムを構築しようということで努力されてまいりました。

また、日吉のグリーン日吉におきましても、なかなか大変な状況ではございますが、大都市へ黒豆などを中心としたすぐれた製品を加工もして販売していこうということで、熱心な取り組みもされてきましたが、なかなか経費とそれから収益という関係では大きな課題もあったわけですが、それもすぐれた考え方のもとに努力をされてきたと。これは、とりもなおさず、生産から販売までを地域で責任を持ちながら、生産地で見通しを立てながら、地域の農業を振興していこうという熱い思いであろうというふうに思います。

亀岡では、これは農業団体の施設でございますが、たわわ朝霧などもかなりの農産物を集めながら、立地も大変好条件でございます。洛西方面、京都市の西京区に近いということ、そういう立地も生かしながら、またさらに亀岡の市民の皆さんにも、大変多くの農作物を広範囲から集めて、一定の品数をそろえながら販売をされておりまして、それによってかなり収益を上げておられる農家もございます。

私は南丹市にはたわわ2といいますか、第2たわわのようなものがあればなというふうに思ったこともございますが、考えてみますと、道の駅京都新光悦村や、あるいはふらっと美山とか、いろんなところでは既に一生懸命努力をされておりますが、さらにそれを広げてシステム化をしていったり、先ほど議員のほうからご指摘ございました中心

市街地あたりに、たわわほどではなくても、適度な大きさのそういうマーケットを考え
ていく。その担い手といたしましては、商社の役割ですね、農作物を集めて、それを販
売ルートに乗せていく、そういうマーケットと、さらにはそれを広げていくような手法
というのは、京都市内とかそういうところに売り込んでいく、そういう役割を持つ取り
組みが必要だということを考えておりますが、それをいかに具体化していくのかにつ
きましては、私の政策としてももう少し時間を頂戴いたしたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、それぞれの既に販売を手がけておられます組織などとも対
立しないように、協調して取り組んでいけるようにするというのも必要なことでござ
いますので、そのあたりの研究をさらに深めていきたいというふうに思っておりますの
で、またご指導をよろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

松尾議員。

○議員（18番 松尾 武治君） 美山ふるさとさんは12月1日に女性向けのホーム
ページを立ち上げられました。これはいわゆる美山ブランドをさらに広げていきたいと
いう社長の強い思いでやられたというふうに考えておりますが、外郭団体の一つとして
一番すぐれた動きをされているなということで、ちょっとここでご披露いたしたいと思
います。

久御山町の例をご紹介したいと思いますが、久御山町は町長を先頭に久御山町
産業売込み隊を結成し、農業のみならず、工業製品の売り込み活動や販路拡大を行っ
ておられ、先日も京都府農林水産フェスティバルで、町長さんを先頭にJAと連携した販
売活動をしておられました。

市場流通を担っているJAさんは、市場流通のみでなく、大規模な直売所の経営、直
売所から飲食店などへの産直で消費者と直結するシステムを構築されているところがふ
えております。

条件不利地の多い日吉、美山地域の農業、集落維持には、このような販売支援が効果
的と考えられます。このような先進的な事例を南丹市も取り入れる必要があると考えま
すけれども、JAが取り組んでおられる事例を含め、販売支援の事例を、JAの経験も
含め、山内副市長にお伺いしたいと思います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（山内 守君） 今、市長のほうから述べましたように、中心市街地にも考え
ていきたいということではありますが、今現在、一生懸命直売を維持していただいたり、
拡大していただいたり、あるいは農業団体のほうも努力をされておりますので、そこと
共存する中で、しっかりとした対応は必要だというふうに思っておりますが、今も久御
山町の事例を聞かせていただきましたが、久御山町長、新規町長ですが、今の流行語で

言いますとワンチームで対応されておりまして、あそこは中小企業の工業団地と、それから苗とかを中心にする農業がちょうどうまくバランスよくできておりまして、両方を売り込んでいこうということでやっておられますので、大変参考になるなとは思っておりますのと、滋賀県のほうの東近江のほうに四つJAがございまして、そこが、今、松尾議員のおっしゃれていた地域商社をJAの四つがつくっております。その商社が売り込み先を探していくということで、この地域でも美山ふるさと株式会社さんがやられているような、それをもう少し広げた、名古屋あたりまで、あるいは大阪、もう少し南のほうまでという範囲を広げた中のそういう売り込みができる商社機能というのは、これから検討していく必要が十分にあるなというふうに考えております。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

松尾議員。

○議員（18番 松尾 武治君） もう七、八年前ですけれども、沖縄に出かけまして、直売所を見せていただきました。ここは沖縄で消費する以上に、首都圏の業者へ直送するシステムを構築されております。

やはり何といたしても、私も首都圏には絶えず販売活動に出向きますけれども、多様な消費者がありますので、どうしても京都ブランドでそういった南丹の食材を直送するシステムを構築する。これには先ほど久御山町がやっておられるような南丹市独自のシステムをつくって、そうした地域に、いわゆる大手の商社を使用せずに南丹市の商社が首都圏に産直するというシステムが、こういった市場流通には耐えられないコスト高の産地には必要だというふうに考えております。

ふるさと納税の返礼品も同じではありますけれども、そういった生産支援も必要ですけれども、販売支援をすることが、農家または農家と引き継いで農村支援につながりますので、そういったことについて一層のご尽力をいただきますように求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（今面 不倅君） 以上で、松尾武治議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

午前11時45分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時31分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長（今面 不倅君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、6番、鞆岡誠議員の発言を許します。

鞆岡誠議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号6番、日本共産党市会議員団の鞆岡誠でございます。議長のお許しがありましたので、通告に従い

一般質問を行います。

1点目の質問は、美山診療所の問題であります。

先ほど同僚議員からも質問がありました。同僚議員のご指摘のあった診療所健康会の配布した文書はこれだというふうに思いますし、住民団体が同様に文書も配布しております。ほぼ同じことが書かれておりますけれども、私はこの文書が住民の不安をあおったというご指摘でしたけれども、そうではなくて、ここに書かれていることは、ほぼオール美山の声だというふうに思っておりますし、スリム化が必要だと、こういうご指摘もあったわけですが、現在の美山診療所も十分スリムだと、スリム過ぎるぐらいスリムなんだと。現に、今、5,000万円の支援をいただいておりますけれども、住民一人当たりになれば一万数千円、医療を守るために一万数千円一人当たりの補助をいただいているということですが、他の全国の過疎地医療書を見ると、この3倍から9倍お金をかけて住民の医療を守っていると、これが過疎地医療の実態であります。決してスリム化が必要ということではなくて、現在でもスリム過ぎるんだと、こういう立場から2点の質問をさせていただきます。

まず、質問通告であえてちょっとした入院という医療用語でも何でもない表現を使わせていただきました。これは大変実情をあらわすのに言い得て妙といたしますか、わかりやすい表現であるからであります。

美山診療所には医療と介護のベッドがございますが、これが大変多様な状況に対応して、有効な役割を果たしているというふうに考えております。少し体調を崩したときであるとか、専門の病院へ本格的に入院をするまでのつなぎであるとか、特に冬季、雪が多い場合であるとか、また、場合によっては看取りに必要であるとか、本当にこのちょっとした入院ができるということが、地域の安心につながっているというふうに思っております。

そこで、市長には明治国際医療大学附属病院や京都中部総合医療センターへ搬送しなくても、ちょっとした入院ができていると、このことについてどんな評価をされているのか伺いたいと思います。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

ちょっとした入院の役割をお世話になっておりますのは、現在の美山診療所の医療病床4床でございます。それ以外に、入院ではございませんが、在宅復帰に向けての老人保健施設が現在あるところでございます。

4床の入院の活用の仕方としては、いろいろ聞かせていただいておりますのは、医師の判断による様子を見るための入院や、家庭での経過観察が必要な患者さんの入院などであるというふうに伺っておるところでございます。患者さんの在宅生活も見据えて対

応されているというふうに承知しておりました、美山診療所の医療病床があることは患者さんの安心感につながっていると、そのようには思っております。

しかしながら、入院に関しての対応については、地域包括ケア病床の制度などもあり、他の医療機関との綿密な調整や医師同士の情報共有など、必要な協議、調整を行えば、入院患者の受け入れは他の医療機関で十分行えるのではないかと考えております。

また、個々の診療所や病院での完結ではなく、それぞれの施設、機関が持つ機能を十分生かした形で地域が協力することもできれば、必ずしも美山診療所に病床はなくとも対応できるものと考えております。

先ほども申し上げましたように、入院病床を持つことによりまして、十分な医師の確保が必要となってまいりますし、これから医師も働き方改革を言われる中で、このことはこれからまた振り出しに戻りましたが、美山で医師を探す、獲得していく、確保していくために決してなかなかプラスになりにくい課題であろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 住民の安心にはつながっているけれども、なくてもいけるんだと、こういう答弁だったわけです。なくてもいける、その動機といいますか、市の考えの中に、継続しようと思えば、医師の確保が難しくなるんだと、こうおっしゃっているわけです。

しかし、私はそうは思っていないんです。それは、病床があるから医師の確保が難しいという言い方が正しいのかどうかと、ここがポイントやと思うんです。ベッドを継続するために、医師の負担がふえる、ずっとこういう言い方があるわけですがけれども、逆だと思えます。ベッドが安心感につながっているから、それに必要な体制をつくる必要なんだと。その体制が過剰かどうかということをよく考えないといけないと思うんですが、私は中心的な役割を果たすお医者さん、基本的に週5日勤務していただく。そして週末、夜間の体制については、よく市長がおっしゃっているような派遣も含めて、これを補完する体制をつくるということで、常勤医師プラス補完体制があれば、ベッドを継続することは十分可能であるし、そういう体制をつくって、住民の安心感を引き続き確保することが重要やと、こう思うわけですがけれども、いかがでしょうか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） ただいまのご質問にお答えいたしたいというふうに思います。

この間、美山診療所にお医者さんが来てほしいということで、幸い医療関係雑誌や、あるいは人材派遣の会社の情報網によりまして、一人の医師が確保できて、美山で骨を埋めてもいいということで、週5日は美山に泊まり込むと。残りは土日は休ませてほし

いと。そのお医者さんからメールをいただいております、その内容もゆっくり読ませていただいたわけでございますけれども、診療所の現在の機能をそのまま維持するという事は、これはなかなか難しいし、自分としてはその点が、いろんな医師自身はほかにも理由を上げておられますが、断りたいということをおっしゃった大きな動機になっておるのは間違いないところでございます。

つまり、私も知り合いのお医者さんなどに、ベッドを抱えるということはお医者さんにとってどういうことかということ、やっぱり非常に拘束されるということと、それからもう一つは、小規模な病床で十分な治療ができるのかということについては、大きな病院と連携をしたほうが患者さんのためにプラスの面ももちろんあるということでございます。

そういった意味では、私は決してベッドが無用とか、その存在価値について否定しておりませんが、それを支える体制ができなければ、何ぼそういうことが取り組む必要がある、残す必要があるといっても、実際、医者が確保できなければ何も動けないということですし、今回のことで痛いほどよくわかりまして、そういった意味では、いろんな負担を適切に軽減しながら、診療所、医療を確保していく、それが必要だというふうに考えたわけでございますので、決して完全に否定しておるわけではございませんが、その条件が整うかということを考えての私の思いでございます。

以上です。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 市長がベッドの必要性を全否定をしてないということと同じで、私も大きな病院との連携を全否定しているわけではないんです。だから、ちょっとの入院ということをあえて言わせていただいたと、ここは押さえてほしいと思うんです。

それから、今回の事態、事態というのは医師からの辞退があったという事態は私も聞き及んでいますがけれども、私は勤務条件の厳しきができるかどうか心配だということは市長がおっしゃるようであったと思います。だけれども、今回の事態の最大の教訓というのは、公設公営化を打ち出していながら、勤務条件について明言をしなかった、名言ができなかった、ここに最大の医師の不安を招く要因があったというふうに考えています。

どこが悪いとか誰が悪いとかいうことを言うつもりはないんですけれども、今回の事態というのは、やはり町民の目線から見れば、今回の教訓を生かして、また一からという表現がありましたけれども、次のお医者さんの確保については、勤務条件を責任を持って明示をすることが早期に必要なだと、こういうことではないかというふうに考えております。

時間がないので、2点目の通告の問題に移ります。

市長は、9月議会で私が美山診療所の老人保健施設の機能が果たしている役割について聞いたところ、リハビリを重点に自宅復帰を目指す施設として大変有効に機能している。尾寄先生からも詳しくその役割は聞いていると。医療と介護を一体的に提供することが大事なんだと、こう答弁をいただきました。この答弁自体は私が求めたものが100だとしたら、まさに100点満点の答弁だったということで、我が意を得たりと考えたわけでありませう。

ところが、10月の医療対策審議会で市が示した現時点での考え方では、老人保健施設は美山地域の民間法人が提供しているサービスと競合する、こういう理由で、美山診療所では継続しない方向で検討していると、こういうものでありませう。

競合するという表現は、市が直営で診療所を運営することとなるのに、民間がやっていることと同じことをやったら、いわば、簡単に言うと民業を圧迫すると、だからだめなんだと、こういう理屈であるわけだ。

確かに美山地域には北桑会のやすらぎホーム知井ふれあいホーム、こぶしの里、そして社協さんも介護事業をやっています。しかし、果たしてそれらの事業が競合しているのでしょうか。

きょう、議長のお許しを得て、資料を配付させていただいた2枚物ですけど、その1枚目を見ていただきたいと思うんです。

これは、それぞれの施設が実施していただいている介護事業を一覧にしたものであります。サービスの左から四つ目、これは医療事業ですけれども、訪問リハ、それから三つ飛びまして通所リハ、この訪問リハ、通所リハをやっているのは美山診療所だけあります。通所、訪問ともリハビリは大変住民のニーズの多いサービスで、高齢化が進んでいる地域ではかなめの事業だというふうに思います。

この表を見て、美山診療所しかこの事業を実施していない。この事実を見て競合というのは、これは事実誤認ではないでしょうか。老健として提供しているサービスで、民間や社協と競合しているサービスは、見ていただいたとおり、一つもないわけでありませう。リハビリを新たに民間にお願いしようと思えば、その施設にドクターが必要になり、これは市長がずっとおっしゃっているように、ますます現実的ではないと、こういうふうに思います。これを競合だというふうに説明するのは、そもそも認識が誤っていると思います。私は競合ではなくて連携協力をしている、サービスのネットワークができていくというふうに思うわけですけれども、市長の見解を伺います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めませう。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 言うた、言わないの話になりますが、医療審議会は私も出ていなかったわけですが、どのタイミングで競合という言葉をごんな文脈で使ったのか、そのあたりがよくわからないんですが、確かに記録を見ておると、現在、南丹圏域で事業を運営されている社会福祉法人等に対する公平性の観点から、南丹市が直営で行

うことについては適切でないと思われまふという発言を私のほうの職員の方からさせていただきます。私共も圏域のこの市内の老人保健施設の分布については頭に入っておるつもりですし、美山地域では競合しておりませんので、なぜそういうことをおっしゃるのか理解できません。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

梶岡議員。

○議員（6番 梶岡 誠君） 傍聴が非常に制限されましたので、聞き方に誤りがあったならおわびをいたしますけれども、傍聴している限りは、民業を圧迫しないというような観点からの発言というふうには聞こえたのは事実であります。

ただ、今、市長から、美山地域では介護サービスは競合していないという明確なお答えをいただきました。そういう認識でいらっしゃるのであれば、結構でございます。ぜひ美山地域で非常にニーズの多いリハビリが続けられるようにご尽力いただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

二つ目は、現在開会中の国会で審議されている公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用する法律、教員給与特別措置法の改革案、我々は改悪案だと思っておりますけれども、これについて伺います。

既に社会的認識として定着したと思っておりますけれども、小中学校の教員の方々が忙し過ぎること、長時間労働が大きな社会問題になっています。

そこで、先生にも働き方改革が必要だと、こういう理屈で持ち出されているのがこの法律です。現在、衆議院を通過して参議院にかかっています、あと9日ですけれども。

法律だから南丹市に関係ないじゃないかと、こういうお声があるかも知れませんが、最初に申し上げておきますけれども、仮にこの法律が成立いたしますと、自治体の条例で制度を導入するかどうかは問われることとなります。文部科学省は間違いなく条例の準則、ひな形をつくって南丹市にもやりなさいと言ってくるでしょうから、あらかじめ南丹市教育委員会の見解を伺っておく、これが今回の質問の趣旨であります。

さて、1年単位の変形労働時間制の中身ですけれども、1年間の平均で1日の労働時間が8時間におさまればよいということで、具体的には夏休み期間中に休日のまとめどりをすることと引きかえに、いわゆる繁忙期には残業代を支払うことなく超過勤務をさせることができる制度になっています。政府は所定労働時間を延長する繁忙期を、学校行事の多いときや入学直後ということで、4月、6月、10月を想定していると、こういう答弁をしています。この時期は教員の過労死事案の多い時期でもあります。特別な事情がある場合の時間外勤務の上限である月当たり100時間、年間720時間の超過勤務をさせたとしても、使用者に対する罰則規定すら設けられておりません。まさに働き方改革どころか、教員の過労死促進法案だというふうに思いますし、教員を際限のない長時間労働に追い込む、こういう危険のある法律だというふうに思います。

そこで、基本的な認識を伺いたいと思いますが、先生方の現場の実態は教員出身の麻田議員が質問を準備していますので、そちらに譲りますけれども、そもそも夏休みの期間中、学校の先生は暇なんかということが問われると思います。研修や補習、部活動の指導など、決して夏休みに休みをまとめどりできる状況にはないと思います。本市の小中学校の先生は夏休み中暇だと、このように考えておられるのか、あわせて、仮に繁忙期より少し夏休みに余裕があったとしても、休みのまとめどりをすれば健全な働き方と言えるのか、教育長の所見を伺います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

木村教育長。

○教育長（木村 義二君） ご質問に答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、南丹市の小中学校の教員につきましては、夏休み中暇と、そんなわけはありません。今、議員ご指摘のとおりでございまして、今ありましたように、教材研究とか、それからさらに自己研さん、中学校においては、口丹波大会とか府下大会等々あります。そういう状況でありまして、暇ではないということであります。

ただ、教員につきましては、子供が非常に来ておりませんので、夏休み中については、精神的にも肉体的にもふだんよりはちょっとゆとりがあるなど、このように感じております。

それから、変形労働時間制にかかわる法が入ったらすぐ導入するののかというようなことでありますけれども、現時点ではすぐには導入は考えておりません。市教委で定めておりますガイドライン、時間設定、それから変形労働制についての時間設定との違いをどうするかというものもございまして、1年単位の期間で、そういう考え方もございまして、教職員については1年単位で考えていかななくてはならない部分はあるんですけども、制度の導入に当たりましては条例の改正、さらにはいろんな国、府の改正を見ながら、今後検討、また研究を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 聞いてないことまで丁寧に答弁をいただきましてありがとうございました。導入はすぐには考えてないと、結論を言っていたわけですがけれども、もう少し導入には無理があるという点で伺いたいと思います。

変形労働時間制の適用は極めて慎重であるべきで、そのことは厚生労働省も注意喚起をしています。そもそも変形労働時間制は恒常的な時間外労働がないことを前提とした制度であります。つまり、きょうは遅くまで仕事をしないといけないけれども、あしたは5時に間違いなく終われると事前にわかっている場合に適用できる極めて例外的な働き方の制度であるということでもあります。

厚生労働省も変形労働時間制を法的に認められた1994年の通知で、労働時間をあ

あらかじめ定めておくことが困難な業務や、所定労働時間が業務の都合で日常的に変更される業務にはそもそも適用の余地はない、こう通知をしています。

それでは、教員の実態はどうかということなんですけれども、2017年度版の厚生労働省の過労死白書、この中に教職員調査というのがありまして、所定の労働時間を超えて業務が発生する原因について幅広く教員の意識調査をやっています。これによると、第一が業務量の多さ69.6%、予定外の業務が突発的に発生、例えば保護者対応であるとかいじめがあったとか、こういうことが53.7%、業務の特性上、その時間帯でないと行えない業務、これは恐らく子供が帰った後でないとできないテストの作成や成績づけということがあると思うんですけど、これが48.9%と、こういう順番になっています。つまり、まさにあらかじめ業務を定めておくことができない、労働時間の予測が困難な業務の典型ではないかと、こういうふうに思っています。

そこで、結論だけ伺いますが、教育長は本市教員の勤務実態があらかじめ労働時間を予測できるような業務であるというふうに考えておられるのか、それとも業務量も多く、突発的な仕事もあり、なかなか予測困難な業務であるというふうに思っておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

木村教育長。

○教育長（木村 義二君） 質問にお答えさせていただきます。

今日の教育の状況といいますのは、非常に議員もご承知だと思いますけども、生徒指導面等々、何が起るかわからないような状況がございます。そういうような意味では、労働時間の予測といいますか、突発的な事象がふえておるのも現状でございますので、なかなか予測はできないと。

しかしながら、この分につきましては、南丹市では3年前から業務改善の取り組みを進めておりまして、できるだけ早いこと帰ろうということで、教職員の発案によりまして、業務改善を現在実施しているところでございまして、日々の勤務時間をできるだけ短縮するように、そのような思いで、今、できるだけ短縮するような方向で取り組みを現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 最初に、当面、導入の考えがないというお答えをいただいていますから、改めてこういう過労死を招くような制度は導入しないということを求めて、次の質問に移ります。

自治体2040の問題は9月議会で質問させていただいて、その全体像評価について評価を伺ったところ、西村市長からは、地方を切り捨てる大変不愉快なプランであるという明確な答弁をいただきました。

質問の前にちょっと脱線をしますけれども、この答弁が大変うれしかったので、私、SNSで紹介しましたところ、大分県の方から、地方自治に携わる人なら誰でもそう感じていると思いますと、こういうレスがあったわけであります。

また、先月、日本共産党の京都府内の全部の議員が2日間こもりまして、みっちり勉強させられる、もとい、自主的に勉強する研修会があったわけなんですけれども、そのレジュメでも不愉快なプランというふうに答弁をしたということを紹介させていただいたので、西村市長の知名度が京都府内で格段にアップしたというふうに思っています。

さて、9月議会で時間の関係上、残してしまったのが、2040構想が提起しているフルセット主義からの脱却と圏域マネジメントの問題であります。基礎自治体で全ての業務をやる必要はもうないんだと。圏域で考えればよいということですがけれども、ごみ処理や火葬場、水道などの問題で、市長も繰り返し圏域化については言及されています。私は全ての圏域化の否定論者ではございません。しかし、何でもかんでも圏域でやればよいということであれば、基礎自治体とは一体何かということが問われますし、さらなる広域合併と一体何が違うのかということにもなってしまいます。

現行制度の中でも一定の圏域化は可能であります。現に一部事務組合がそうでありまして、既に病院や衛管で活用していますけれども、これには組合議会というチェック体制があります。2040構想では、圏域マネジメント万能論を振りかざして、現行制度のもとでもできることにわざわざ言及しているところに新たな狙いがあるのではないかとというふうに心配しています。議会のチェックのきかない圏域化を目指すものではないのか、もうかる部分をまとめて丸投げするのが狙いではないかと、本当に、今、基礎自治体の役割を掘り下げて考えることが求められると思います。

例えば戦前にはごみ収集という仕事は自治体の仕事ではなかったわけですが、戦後、自治体の事務にきちっと位置づけられたそもそもの意味は何だったのか、なぜこれが70年も基礎自治体の仕事として続いてきたのかということをよく考えないといけないというふうに思っているところであります。

そこで、フルセット主義からの脱却、圏域マネジメント万能論でいいのか、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 大体、私、これからお答えすること予想がついていただいておりますが、前日も5項目にわたって2040についての問題点を指摘させていただいて、その問題点の中でも一番大切なのは、小さな自治体が切り捨てられてしまうのではないかと。日本の政治というのは、戦後、住民が議員さんを選んで、そして首長を選んで、そしていろんな議論を闘わせながらまちをつくっていくという、そういう地方自治の形がつくられてきましたが、フルセット主義からの脱却、圏域マネジメントということをどんどん進めていきますと、そういった戦後

積み上げてきた基本的な仕組み、これは決して古くなったから捨てていくべき内容ではございません。市町村合併で少し自治体の数が減ったと。エリアが大きくなったりしておりますが、基本的には私は今後もそういう地方自治の姿を保っていくべきであろうというふうに思っておりますし、そういった意味では、小さな自治体、圏域行政をどんどん進めていきますと、例えば子育て、教育、医療、介護、インフラ、公共施設、公共交通、あるいは労働、産業、そういうことをいろんな分野で事業を進めていきますと、小さな自治体が確実に切り捨てになっていくであろうというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、フルセット主義からの脱却という言い方が正しいよりも、フルセット主義にこだわらず、市民のため、住民のためになることは取り組んでいこうという、そういう表現でしたら私も大いに賛成なわけでございますが、それから圏域マネジメントにつきましては、さらに中心的な都市に、あるいは都道府県も弱小市町村に関与していくということで、こうなってくると、住民自治の仕組みが基本的にばらばらになってしまうような気もいたしますので、そういった意味では問題であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） ありがとうございます。二つ目に、じゃあその境界をどこに置くだということを聞こうと思ったんですが、今、大方考えを伺いました。時間がないので、2点目の問題は飛ばして、大きな三つ目の水道事業の広域化の問題にいきたいと思います。

この、今、言いました2040を先取りする動きとして水道法が改正されまして、コンセッション方式と称して、命の水を企業に委ねることが可能になってしまいました。

今、浜松市では水道事業を丸ごと民間に渡してしまうという計画が大問題になっています。しかし、欧米でこれをやった結果、水質が悪くなって、健康被害も出た上に、水道料金は上がる一方だということで、フランスなどでは公営に戻す動きが広がっています。

日本の水道法の改正案の事務局は、厚労省でも国交省でもなく内閣府の民間資金等活用事業推進室が担ったわけですが、そこには何とフランスの水道メジャーであるヴェオリア社の関係者が調査員として関与していたことが共同通信が暴露しています。命の水が企業の利潤追求の材料になるのではないかと懸念しておるわけであります。

そんな中、京都府が市町村水道事業連絡会議という組織をつくって、京都府内を三つの圏域、北部、中部、南部に分けて水道事業の広域化、あるいは広域連携のたたき台というものを示しています。お手元に配付した資料の2枚目につけておきました。これは三つの圏域の中部版、本市も含む中部版のそのたたき台をつけておいたわけであります

けれども、この市町村水道事業連絡会議というものは私はよくわかりません。いかなる性格の組織で何をやっている会議なのか、本市はどういうかわり方をしているのか、実情についての説明をお願いしたいと思います。これは担当部長でも結構でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

森上下水道部長。

○上下水道部長（森 雅克君） 失礼いたします。鞆岡議員のご質問にお答えしたいと思います。

取り組みの経過を若干説明させていただきます。

平成30年3月に策定されました京都府水道ビジョン（京都水道グランドデザイン）というのがございます。これに基づきまして、府内を北部、中部、南部の三つの圏域に分け、圏域ごとに事務レベルで市町村水道事業連絡会議を設け、各市町村の共通する課題に対して京都府の関係部局や亀岡市、京丹波町、そしてオブザーバーとして京都市さん、そして本市で中部圏域の同会議が持たれているところでございます。

中部圏域の水道事業連絡会議は、平成30年度は3回、本年度は6月と9月の2回開催されたところでございます。

府内各市町村に共通した課題がございます。1点目は、人口減少による水道使用量、水道収入の減少でございます。2点目は、財源等の不足によります施設の老朽化の進行がございます。3点目は、水道に携わります職員の減少や高齢化に伴います技術継承に不安があるということでございます。

本会議につきましては、将来にわたり安心・安全な水道水の供給のため、経営基盤の強化を図ることが必要であるということで、近隣市町村と可能なところから連携を図っていくという考えのもとに本会議に参加しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 水道のインフラをめぐって共通の課題があるということはいくつもわかりました。確かにどこも人口減少、高齢化が進んでますし、施設、パイプも浄水場も老朽化しているのも事実であります。

ところが、このお配りしたたたき台を見ますと、とんでもないことが書いてあるんです。広域連携の事業者や対象業務を順次拡大すると、それから事業の共同化に向けて業務の洗い出しと標準化を検討すると、こう書いてあります。

真ん中あたりに表がついてますけれども、令和元年を起点として5年後、令和5年には広域化の方針決定という文字が見えますし、10年後には企業団を設立して経営の一体化、事業統合と、こんなことまで勝手に書いてあるわけです。

既に北部では料金徴収を広域化することに関連して、住民の個人情報流出への危惧から、既に自治体間で足並みの乱れがあるということも聞いています。

本市の大変広い市域、あるいは旧簡易水道の問題もたくさんある中で、一体これは何を検討しているのかと思うんですけれども、南丹市として広域化を目指す立場に立っているのかどうか、これは市長に伺います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 水道事業につきましては、広域化の観点ではなくて、相互に連携し、助け合うと、そういった立場から、本市が老朽化した施設の改修に多額の経費をかけるよりも、むしろ供給に余力のある亀岡市千代川町にございます水源から水を調達していくということで、ウィンウィンの関係がつかれるということで、これは全域に広げられる事業ではございません。立地的に適した場所で行った内容でございますし、それから美山町の大野地区で大野ダムの近くの施設が若干ございますが、そこに対する水の供給でも地元として大変ご苦勞いただいておりますと、非常に安定しないという中で、京丹波町のほうから供給いただくということで、これも部分的にお助けいただいたということで、大変助かっており、地域からも喜んでいただいておりますというふうに思っております。今後、例えば日吉と京都市右京区、京北のエリアでございますとか、近接しておりますところでお互いに水の安定的な確保が難しいところでは、十分協力し合っていけるのではないかと。私はそういう意味での水道事業の広域連携のあり方というのがまず必要ではないかというふうに思っております。

今回のプロセスとスケジュールの内容については、かなり先のほうまでの議論をされているようでございますが、私自身はもっともっと身近で協力できるような関係の一つ一つ築いていって、その先に必要なら、組織のことも考えていけばいいのではないかと、早過ぎるというふうに思っております。

この内容についての必要性があるのかないのかについては、これからいろんな議論をして考えていけばよい内容であって、初めにこれがありきと、経営統合していくことがありきという考え方は、私はいかがなものかと考えます。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） ありがとうございます。2040のところで圏域化全面否定論者じゃないというふうに申し上げました。だから一部の地域で地形的な要因もありますから、市長がおっしゃったように相互協力ということについては、これは否定するつもりは全くありません。

しかし、相互協力と経営一体化というのは全く別でございますし、どうもこの文書を見ておきますと、京都府が旗振り役になって、無理に引っ張っているというような側面もかいま見えます。したがって、本市の実情、本市としての意見なんかも連絡会議でしっかり発言をしていただくということをお願いして、私の一般質問を終わります。あり

がとうございました。

○議長（今面 不悖君） 以上で、鞆岡誠議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩といたします。

午後1時30分から再開したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

午後 0時32分休憩

.....

午後 1時30分再開

○議長（今面 不悖君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、2番、前田義明議員の発言を許します。

前田義明議員。

○議員（2番 前田 義明君） 議席番号2番、至誠会の前田義明でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、これより一般質問を行います。市長を初め、職員の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

質問前ということで、お昼から一番目で、大変皆さん午前中お疲れで、そしてまた、お昼からはご飯食べた後で眠たい方もおられます。午前中の3人の方、冒頭でいろいろしゃべられましたので、私も一言、言っておきたいなと思っております。

これは少し最近ちょっと聞いた話なんですけれども、このごろ小さいお子さん、子供さんがいろいろと物を数えるときに、ちょっとおもしろい話がありまして、仮にお魚さんを数えるときには1匹、2匹とか言います。そしてまた、鳥さんでしたら1羽、2羽とかいうような話をされます。そしたら、お馬さんはどうなんですかという話になったんです。これが何と1着、2着というような話やと。ほんまにお昼から冒頭でちょっとこんなことを言いましたけれども、そういうふうな小さいお子さんは正直といいますか、家の中でもそういう多分お話されているのかなというようにございまして。冒頭ですけれども、質問前ということで申しわけございませんでした。

では、最初の質問に入りたいと思います。

この質問は9月定例会において最後に行うとしておりましたけれども、時間の関係でできなかった河川での府が行う事業についてであります。

現在、園部大橋下流の井堰については、長年にわたり住民の生活や農業用水として使われておりましたが、近年においては使用されているという現状、状況が余り見受けられないと思われまして。以前には、園部川の水を必要とされる方々において、大橋下流の井堰がその役割を担っておりました。

今後、大橋のかけかえ工事や園部川改修工事が進む中で、河川が増水し、水位が上昇することを抑えるのは、現在の河川の河床というものを切り下げることによって、通水断面を今以上に確保し、大橋から上流の水位を下げることで、増水時にスムーズに川の

流れを流すことが必要であることから、井堰の撤去というのを余儀なくされたものだと思います。

では、過去においては水を利用してきたものや関係者には、その井堰の撤去が近づく中で、水利関係者などどのように本市が協議などにかかわり、されているのか市長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） それでは、前田議員のご質問にお答えいたしたいというふうに思います。

園部大橋の下流でございます石井堰につきましては、堰からの取水ゲートが撤去されて、用水利用状況が確認できない状態となっております。現状は石井堰上流河床の床どめとしてその機能を果たしていると認識いたしているところでございます。

園部川河川改修については、平成30年度に策定されました桂川上流圏域河川整備計画に基づき、今後、上流に向かって改修計画が早期に図られるよう、引き続いて強く要望しているところでございます。

今後、石井堰に関係する区間の事業計画の策定に当たっては、過去の経過等も確認の上、当該施設の利用実態を踏まえ、施設関係者と十分な協議がなされるものというふうに認識しておるところでございます。

とりあえず、1番目の質問に対しては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

前田議員。

○議員（2番 前田 義明君） 今、市長のほうから答弁いただいたんですけども、関係する関係者と、また、その事業を実施する京都府さんとそれぞれまた協議されていくであろうというような話でございました。

この事業において事業主体が南丹市ではございませんが、京都府のほうで園部川の改修というものを進めていくわけでございますけれども、現在、この改修において、私のこの質問というのが、平成28年9月定例会で一般質問にて園部大橋架け替えに関係する下流の井堰撤去など、それぞれの課題に国、そして府と連携し、本市も地域に理解を得る部分での対応等を求めておりました。そのことを聞いたんですけども、この件については、本市が直接事業というものを行うものではないですけども、現在、工事も順調に進んでおると思いますし、また、今後も府、そしてまた、井堰を過去において今まで使っておられた方との協議などに積極的に働きかけを進めていただきたいと思ます。

私の住んでいる地域においても、受益者という方々がおられますけれども、何もそういう話というのが耳に入ってきませんでしたし、聞いても、そういうことが本市なりないというようなことがありましたから、これは今現在工事が進んでいる中で、何年かを

かけての大きな工事でありますけれども、できるだけ早く受益者に対して今後どうするかということをしかりとさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 園部大橋の工事に絡んでも、これは国土交通省直轄の工事でございますけれども、地元に対しての丁寧な説明が少し行われていなかったということで、国道事務所のほうもその非を認めて説明をしにきたというふうに住じておりますし、それから京都府の関係につきましては、この権利者等となりますと、少し時間をかけて確定する必要もございます。

それから、もともと園部川の改修につきましては、ちょうど石川楼のところから教伝寺の下の、今、天神川が通っておりますけど、あの辺にかけて旧河川がございます。それを少しずつ現在の河川へと改修してきた、そういった経過がございますし、ある意味では、ちょうど警察の裏あたりに水路があると思いますが、長い歴史の中での文化的な意味も、歴史的な意味もあると思いますし、その点でも注目をしておるところでございますし、そういった意味では、井堰の撤去の課題、それがひいては上流部の水害を抑止するための事業となりますし、そういったことでございますとか、歴史、文化的な価値の課題でございますとか、水利権、直接慣行水利権確認されていないということですが、関係者おいででございますので、そういう意味では、京都府に対しても市は知らんということではなくて、一緒にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

前田議員。

○議員（2番 前田 義明君） 今、市長のほうからいろいろお話がありました。その水というのが、園部川がもともと線形といいますか、湾曲した形ではなかったと思うんです。これは市長もご存じだと思いますけれども、昔、あの川を少し振ったという経過、歴史がありまして、そのことによって、水というのは湾曲している外側のほうに多く流れるんです。増水したときには。増水して水が押し寄せてくる側の住民という部分の安全も、今後、防災の観点からいたしましても、しっかりと認識をしながらしていただかなくてはいけないと思いますし、この井堰の水に関しては、流れる水が脈々と石川楼さんから、今現在はポンプアップか何かして、時たま、本町、新町の辺に流れていくような状況があらうかと思います。一定、その水を流していた経過もございますけれども、その辺の関係者というのもあらうかと思いますので、今後、その辺の方々ともお話をされていかれるのかなと思っております。

時間で、次に進ませていただきたいと思います。

では、次に2番目にですけれども、防災に関して、国土強靱化について質問を行います。

国は昨年12月に防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策を閣議決定されました。平成30年7月豪雨、そして台風21号、また、北海道などでの地震など、河川の洪水、氾濫、上水道の長期断水、電力の大規模停電（ブラックアウト）、情報通信機能の低下など、さまざまな課題に対する緊急を要する対策で、災害時に人命、経済、暮らしを守り支える重要なインフラ等の機能維持を、この3年間、2018年から2020年度、集中的にその事業を実施されるものであります。

国においては、通常予算とはまた別枠ということで、上乗せで大幅に増額して、国土強靱化の取り組みを進めていくという考えでありますし、地方の市区町村においても、地域計画というのを策定していただかなくてはいけないし、より一層の推進ということを図ることで、国が行う事業のもろもろの活用というものに、本市も昨年の災害、今までの災害などで財政的な負担、そして支出の軽減にもつながっていくと思いますので、そこは大変重要であると思っております。

そこで、国土強靱化の地域計画の本市の策定の状況と、その完了時期についてお伺いしたいと思います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） お答えいたします。

ちょうど昨日でございますが、国交省近畿地方整備局京都国道事務所、京都の窓口になっておるところでございますが、所長様お見えいただいて、いろんな国道9号の課題でございますとか、南丹市内の国直轄のところのお話をさせていただいておりましたが、国土強靱化についても、こちらのほうから府下の策定状況を聞いておりますと、まだ進んでいないんですが、計画を早期に立てていくという取り組みについては、大変多くのところが一応計画として手を挙げておるという状況でございますので、本市も来年の夏ぐらいにはと思っておりますが、現在の進捗状況や具体的な強靱化の骨格フレームについて、担当部長のほうから説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（今面 不悖君） 船越市長公室長。

○市長公室長（船越 雅英君） 失礼いたします。今のご質問に対しましてお答えさせていただきます。

国のほうから通知等をいただきまして、現時点では、今も市長が申しましたとおり、京都府内で京都府と京都市が策定済みという形になってございます。それ以外の市町村におきましては、現在策定中、策定準備をしておる状況でございます。

現在、この夏から秋にかけて、庁内でも複数の部局、いろんな部局にまたがります課題が多くございますので、それを調整いたしまして、現在、庁内で検討しておる状況でございます。

そういう状況の中で、多額の経費をかけて外部へ委託して計画を立てるというよりも、

内部で職員がひざを突き合わせて協議し、進めていく方向で現在検討いたしております、策定に必要な情報を今現在集めております。

計画の整理をしている段階でございます、遅くとも令和2年7月ぐらいには完成する予定で、現在、進めておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（今面 不惇君） 答弁が終わりました。

前田議員。

○議員（2番 前田 義明君） 今、答弁をいただいたんですけれども、本市においては令和2年7月ごろ予定ということで聞きました。

全国で1,741の市区町村がございますけれども、策定済みというのが117（11月1日現在）でございます。策定中が245、策定予定が508で、足して753、ざっくり半分ぐらい策定しながら、令和2年、3年ぐらいで策定できるのかなというように思います。

私、この国土強靱化地域計画については、平成28年12月定例会にて一般質問を行いました。当時の前市長の答弁では、必要性は感じているけれども、具体化をいつできるかというようなことは、これから検討を急がなければならないと考えておりますというような答弁でございました。

現在では、都道府県は全て作成済みでございます。先ほども言われましたように、京都府では平成28年11月、京都市では平成30年3月ぐらいと聞いておりましたし、近隣においては、亀岡市は令和元年12月ごろに策定完了の時期を示されております。京丹波町においては、令和2年7月に策定完了予定ということで聞いております。

平成28年のその12月定例会から丸3年経過しておりますけれども、本市においては令和2年7月ごろに策定できるであろうということでございます。

国においては、災害により多くのとうとい人命が失われ、今日、国内においても災害が頻発し、激甚化している状況でございます。

2014年から2018年までの国による国庫事業の予算が、当初ですけれども、6兆円台で推移しとるわけでございます。2019年度（令和元年）には、そこに3カ年の緊急対策による上乗せを約9,000億円ほどされて、2018年から2020年の3カ年で、おおむね、全体的にですけれども、7兆円規模の事業規模でございます。

その事業規模で緊急対策を取り組み、進めておられるという状況でありまして、本市においても、災害により多くの本市からの財源において財政支出をし、被災した場所、被災者に対して復旧・復興に対する事業の実施、支援というのをやっている中で、国からの予算配分がなければ、行われて、さまざまな事業に割り振りをされております。支援策、交付金、補助金などの事業費として国から直接、または府を経由して本市にも入ってくるであろうと思われま。

私が言いたいのは、国の行う施策の土俵にしっかりと上がれる地域計画の策定という

のを急いで策定していくというのが必要でありますし、その地域計画に基づいて取り組み、または明記された事業に対して国としては令和元年度に一定程度の配慮をしていくということと、さらに令和2年には予算の重点配分、そして優先的な選択をしていくと。令和3年度には、地域計画に基づき実施される取り組み、または明記された事業であることを交付の要件化ということも検討されるということも言われておりました。

本市として、国が行う事業及び支援というのを活用しなくては、これは是が非でもやっついていかないと、多額の財政支出をしていく中で、市長にしっかりと対策を練っていただいて、対応していただきたいなと思います。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 本市の昨年の被災状況を見ておりますと、国や府はもちろんでございますが、市管理の河川や道路等についても随分被害を受けて、これが常態化していくおそれが本当に高まっておるといふふうに思う中で、こういった国土の強靱化についての諸制度を活用していくことについては、極めて大切なことだと思っておりますし、また、今おっしゃっていただきましたが、国からの事業の張りつけ、採択などについては、多分、令和3年から、これを策定していないと、なかなか採択されませんよと。令和元年、2年あたりは、やりまっせ、やりまっせいうとったら、まあまあつけていただけるようですが、3年からはあかんというふうに聞いておりますし、昨日の国交省の所長さんのお話も、警告のような感じでお話を頂戴しておりますので、確実に策定をしてまいりたいというふうに思いますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

前田議員。

○議員（2番 前田 義明君） 今も市長が言われたように、その時期に間に合わないのと、予算なり支援の事業に乗っていけないんです。そこが重要なんです。計画だけ、策定の内容の計画、お金や外部に委託して、いろいろごちゃごちゃ書いてもしょうがないと思うんで、できるだけシンプルに書いていただいた中での策定計画をつくっていただけたらありがたいのかなと思います。

次の質問に移ります。

次にですけれども、危機管理で災害時についてということでもあります。

本市においても、美山地域にて水道の取水施設が大きく被害に遭いました。そのときにおいては、地域住民の生活にも長期にわたって影響が及んだということとでございます。このことで思うのは、そういう災害があつたり有事の際、優先順位は別として、思い浮かぶのが、必要なもので水、食料、トイレなどが真っ先に頭に浮かんでくるわけです。でも、その後、時間が少したってくると、気持ちとしてお風呂に入りたいなという思い、これがあらわれてくるのではないかなと思います。

さきに話しました美山では、実際に住民の方が協力し合って、車などで乗り合わせもされたと思います。民間の旅館のほうに、本市のまた指定管理のほうにも行かれたというような話も聞きますし、本当に私たちがひとたび災害に遭いますと、衛生的な面においても不便な部分が物すごく出てきますので、そのことを教訓にしたということであれば、今後においても災害が発生し、同じような状況が起こることも考えられます。この広い面積を持つ南丹市、この地域で住民に対してできる対策の備えとして、有事における本市での入浴施設を持つところ、公共、民間との協力体制は必要ではないか、市長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 協力体制を組むことは必要でございまして、現在、体制を組んでおる部分もございまして、また、今後の課題となっております部分もございまして、担当部長のほうから答弁させていただきます。

○議長（今面 不悖君） 部長。

○危機管理監兼支所担当部長（國府 博美君） それでは、前田議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほどご質問の中でもありましたとおり、昨年度は災害の際に、民間のご協力によりまして、入浴の機会を得させていただいたところでございます。

質問の中にもありましたとおり、タイムスケジュールの中では入浴という、数日後というような形が主なものでございます。そんな中でありますけれども、被災後につきましては、感染症の予防なり、また、ストレス解消というような効果もあつたりします。そんな中で、この入浴機会の確保というものは非常に大事なことと受けとめております。

現在、市管理施設におきましては、有事の際に活用できますような体制づくりを構築するというようなことで、既に指定管理施設につきましては、仕様書の中にもそのような条項も盛り込みながら、協力体制を構築しておるところでございます。

また、福祉避難所等の関係につきましても、入浴施設を設置いただいているということもございまして、ご協力いただけるものと考えてはおりますが、民間の方々との協定という形では、今まだ完了いたしておりませんので、災害に備えての準備という部分で万全を期していきたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

前田議員。

○議員（2番 前田 義明君） 今、答弁もいただきました。現在、そういう体制というのも組んでいると、また、構築していくということでございます。これは公共の施設、民間の施設も、本市を見渡したときには数多くあります。この広い南丹市で全域が被災するというのもなかなかないと思うんですけれども、広い広域な地域の中でそれぞれ

のまちで公共、民間の施設がございますので、そことのしっかりとした連携が必要であります。公共で言いますと、それぞれ各支所、日吉においても何かあるようにも聞きましたし、指定管理をしていただいているところの部分、スプリングスひよしでしたら温泉施設がしっかりと整ってますし、日吉の山の家も指定管理しておりますし、八木においてはスポーツフォアオールというところの部分においても、温泉が常時沸かされて、市民の方々が入っておられるというような状況もございますし、本当に去年の美山の方々においては大変ご不便なことだったと思います。

この協定を、公共においてはしっかりと連携はとれるとは思いますが、民間のところでの協力体制、協定を結んでおくというのもしっかりと必要かなと思います。

ちなみに隣の兵庫県の三木市においては、民間の方々と災害時における応急対策の協力に関する協定書を結ばれてもおられますし、長野市においては、災害に、この間、遭いました避難者の入浴支援についてということで、避難者無料入浴利用券の配布というのも公的入浴施設においてされております。そういうところにもしっかりと着目して、災害時において住民、市民の皆さんの衛生的な管理というところにしっかりとした対応、対策をしていただきたいと思います。

そしたら、これで災害については終わります。

次に、農林での地域防災についてであります。

まず、一つ目に入ります。

ため池のハザードマップ作成で、6月の補正として国から、そして府に経由しての補助金がありました。農村地域防災・減災事業補助金、内容としては、重点防災ため池ハザードマップの作成補助金、当初で1,000万円が計上され、園部、八木で五つの池に実施されている事業であります。

京都府においてはため池が1,531カ所あり、本市を含む2市1町で、隣接する亀岡市には116カ所、京丹波町では38カ所、本市では52カ所あります。多くのそれぞれ市町においてため池があるわけがございますけれども、一つ、過去の話でありますけれども、亀岡市では1951年に記録的な豪雨によって、防災農業用ため池が決壊いたしました。そこで、114人という人のとうとい命がなくなったということで、失われた災害が起きているということは記録として残っております。

そういうことの中で、このため池のハザードマップ作成において、本市としては住民の防災意識の向上につなげる目的もあり、昨年7月の西日本豪雨を踏まえた中で、農業用ため池の見直しというのでもあります。西日本豪雨で約32カ所のため池が決壊、そしてまた、ここでも小さな女の子の命が、家ごと流され、亡くなっているという現実があるわけがございます。

本市においても、ため池の周辺というところに住んでいる地域住民に注意を喚起したいとされておりますけれども、その事業において一つ目の質問として、ため池ハザードマップ作成後の公表がもたらすその影響というのはということについて、市長にお伺い

したいと思います。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 本市の農村部、あるいは市街地の近くには多くのため池がございます。今日までは、亀岡の平和池の災害はございましたが、南丹市内では老朽化されたため池の改修などを長年にわたって少しずつやってきたおかげで、本当に死者が出る大きなため池の決壊などの事例はないわけでございますけども、しかしながら、昨年の水害だけじゃなくて、近年の気候の変動に伴う大きな災害によりまして、ため池も非常に心配であるという声を聞いておる状況でございます。

そんな中で、本市で5カ所、フォローアップの点検を行いながら、防災重点としてのため池の取り組みがスタートいたしましたわけでございます。

そういった意味では、今回、緊急点検を受けまして、指定をさせていただき、そして避難場所や避難経路、いざというときにどう対応するのかということで、取り組みを進めておくことは非常に大切なことでございます。ハザードマップを作成するためには、地域でそれぞれワークショップ、そのようなものを順次実施をしている段階でございますが、マップを作成後は、地域住民への周知徹底を行いながら、市民が危機感を持って災害に、あるいはため池の認識を改めて危険であるという思いで受けとめていただけるよう、そういったため池公表が将来に向かって安全な地域社会づくりにとってよい影響をもたらすように、当然取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

前田議員。

○議員（2番 前田 義明君） いろいろと答弁をいただいたわけでございますけれども、ため池がある地域、そこに近隣に住まれている住民ですね、ため池は少し高い位置にございますので、住民としては自分の頭の上といいますか、そういう高いところに大きな水をためたものがあるということは、心理的にもその部分において何かあったらどうしようかというようなことも思われるんですけども、ため池のハザードマップが作成され、地区住民に後々は公表、地区住民を対象にした区のところ、区長さんが公表されると思うんです。内容に至っては、詳細であると思はいますし、浸水の想定箇所とか、浸水の深さとか、洪水の水の到達時間というのも細かく示されるであろうと思います。そうすると、被害というのが予想される住民において、先ほども言いましたけれども、心配や不安というのが時にはあおられるかもしれません。

そういう状況の中で、この作成に当たって、それを実施している本市において、公表したため池のその後の防災対策の実施というのはどうなるのか、市長にお伺いしたいと思はいます。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） これはため池に対して防災の取り組みを重点化させていくという観点から、財政的なことはございますが、優先順位をつけて調査及び施工を行っていきたいというふうに考えておるところでございますし、52カ所緊急点検し、重点ため池を指定いたしました。それとあわせて、大体、池の名前に奥の池とか奥の何たらとかいうのがついとるのはかなり山の奥にあって、よく見ると、さらにその奥に昔のため池があって、それがまだ水が少したまっておる状況とか、逆にそういうものをしっかり見ておかないと、災害の引き金になるというようなこともございますので、そういうことも含めて、52カ所指定されて、さらに点検し、工事をするのと並行して、やっぱり慎重にため池の管理については全体に目配りをしていかなければならないというふうに考えておりますので、そういった意味で、市もしっかり取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

前田議員。

○議員（2番 前田 義明君） ため池のハザードマップを作成して、その後に公表もしていくということになると私は思います。公表されてしまうと、どうしても地域の住民の方々においては、不安というものが、先ほども言いましたけれども、出てきますので、その辺の不安というのも取り除いていかななくてはいけないという部分も、これは責任はあるのかなという部分も私としては思うところがございます。

今、市長が言われましたように、優先順位をつけながら、その池については修繕などの対策もしていくというようなことでもありますけれども、地域の住民に対して、このため池のハザードマップというのが、しっかりと防災意識を住民が持っていただける大きな役割を果たしていただきたいというふうに思っております。

本日、最後に質問をさせていただこうと思っておりました福祉における生活支援で、ひとり暮らしの寡婦に関して質問させていただこうと思っておったんですけれども、ちょっと時間の関係上、しっかりとした質問ができないので、これはまた次回の定例会において質問のほうをさせていただきたいと思っております。

本日、令和元年12月定例会における一般質問をこれで終わりにさせていただきま。ありがとうございます。

○議長（今面 不悖君） 以上で、前田義明議員の一般質問を終わります。

次に、1番、塩貝孝之議員の発言を許します。

塩貝孝之議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 皆さん、改めましてこんにちは。議席番号1番、新風会所属の塩貝孝之でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従

い一般質問を行いたいと思います。本日は、市政運営、地域振興、行政機能、危機管理、都市計画について質問を予定しております。質問が多岐にわたっておりますので、45分という限られた時間の中で質問し切れるように答弁者のご協力をお願いしたいと思います。通告どおりに進めてまいりたいと思いますが、時間に余裕がありましたら、質問が前後しても、市長にも答弁をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほどからいろいろ連絡が入っておるんですけども、テレビを見られておる方に非常に質問者の声が聞き取りにくいと。マイクの声が聞こえないみたいなんです。ただ、僕もこうやって質問したらなかなか不細工なことになるんで、できるだけ大きな声で質問をしたいと思うんですけども、答弁者におかれましては、多分、マイクを離していただいたら、僕と音量が調整できるのかなと思います。何か答弁されるときに、いきなりテレビの音量が大きくなるみたいで、見ておられる方はびっくりされるそうなので、その辺もご協力いただければ幸いかなと思います。

それでは、ご理解をいただいて質問に入りたいと思います。

まず、市政運営について市長にお尋ねします。

本会議の一般質問において、市長が答弁された内容が新聞紙上に掲載されることがあります。新聞を読まれた方の中には、決定事項のように捉えられている方もおられ、ご意見を頂戴することもございます。

内容については、議会の議決を得て初めて具現化する事案もあろうかと思いますが、ともすれば、市民に誤解を招くようなことがあるかもしれません。この部分について、市長のご所見をお伺いします。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） それでは、塩貝議員の一つ目の質問にお答えさせていただきたいというふうに思います、

本日もでございますが、一般質問に対して答弁をさせていただく中で、できるだけ決定事項じゃなくて、これは今後の方向としてとか、あるいは今後協議をいただくとか、協議決定いただくと、そういうような前置きもしながら、できるだけ取材いただく記者の方にも、これは決定事項でないという書き方を心がけていただくようお願いすることが大切かなというふうに思っております。

また、新聞に載るときに、細かく読んでいくと、決定ではないなということがわかるんですが、見出しとか、あるいはタイトル、サブタイトルあたりだけを見ると、端的に書いてあるので、さも決まったような捉え方もされるのではないかなというふうにも思いますが、これはお願いするのは無理やとは思いますが、細かいところまで読み込んでいただいたら、決定でないということもわかるのかなというふうに思っておりますが、こちらで、先ほど申し上げましたことぐらいしか予防する手だてがございませんので、な

かなか難しい課題であるということをご理解いただきたいというふうに思うところでございます。

今後も、市民にはわかりやすく誤解を招かないような答弁には心がけてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 市長おっしゃられたとおり、全文を読みますと理解をしていただける部分もあろうかと思いますが、どうしても見出しの部分であったりとか、読み込まれないまま誤解を招いている部分も確かにあると思います。ただ、新聞にあれば大きく報道されますと、いかにも決定事項ととられかねないというのは多々あろうかと思いますが、その辺を、市長、今後気をつけていただけるということは大変ありがたいことなのですが、丹波版によく掲載をいただくんですけども、最近、南丹市の記事を捉まえるのが少なかった中で、ああいうふういろいろな事柄が取り上げられるということ自体は大変ありがたいことかと思えます。

ただ、午前中も話が出ておりましたが、美山の病院の公設公営の件であったりとか、スプリングスひよしの指定管理者制度、この件について、美山の病院の公営化については、これは美山の市民の方々、大喜びの話であったかとは思いますが、一転、指定管理者制度のところについて、前回の議会で議論をされたわけなんですけども、運営の多くの赤字を出している部分について、原因が指定管理者のみに責任があるような報道の仕方、そうではなかったと思うんですけども、そのような捉え方をされておられる方もおられるでしょうし、今後の指定管理継続がないような捉え方をされた方もおられます。このことについては、経営改善の指導監督を行ってきたのか、赤字の大きな要因はどこにあるのか、しっかりとした調査のもと発言されるべきであったとは思いますが。

指定管理者制度については、しっかり見直ししていくということについて、私も全く異論はございません。逆に賛成の立場ではあります。ただ、各施設には、現状、働いておられる方や関係業者も多数おられ、さまざまな憶測で、日々、不安に暮らしておられる方もおられます。

この指定管理に限らず、慎重な議論をしっかり深めた上で、市民にとって最善の方法を選択し、しっかりと行政が責任を持つ発言を求め、私自身も政治にかかわる者として、将来を考えた判断をしてまいりたいと思います。

では、続きまして、地域振興、まちづくり施策についてお尋ねします。

市民提案型まちづくり活動支援交付金については、本年度までの事業全体の評価を簡潔にお願いいたします。担当部長、よろしく申し上げます。

○議長（今面 不悖君） 清水地域振興部長。

○地域振興部長（清水 茂君） それでは、塩貝議員さんのご質問にお答えいたします。

市民提案型まちづくり活動支援交付金につきましては、地域の公共的な課題を解決するため、市民団体が提案、実施する事業に補助する制度でございます。平成22年度から創設しまして、今年度の10年間で延べ327件、約6,000万円を交付してまいりました。

交付の内容につきましては、課題設定型や自由提案型、大学提案枠、それから学生チャレンジ枠とさまざまな取り組み事業がございます。そして、近年の交付件数はおおむね30件程度でございます。創設当初は課題設定型が大半でしたが、最近は団体がそれぞれ地域の課題を検証して、その解決に向けて取り組む自由提案型が大半になってきております。やはり、みずからの地域はみずからでつくるという市民の主体的な取り組みが見られるようになってきました。

少子高齢化が進む中で、地域の積極的な活動に対する支援は行政としては必要であると考えておまして、今後も制度を検証しながら、主体的な活動に対する支援のあり方を検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 10年間実施されてきたわけですがけれども、今後についても、事業検証をしながら続けてまいりたいという答弁でありましたが、今年度までしっかり事業検証はされておられますか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

清水部長。

○地域振興部長（清水 茂君） 塩貝議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、採択するときには審査会というのを開催いたしまして、公益性の高い活動か、また、単発のイベントでなく継続性があるかという、そういった審査をいたします。そして、その後、事業実施団体や取り組み内容について、広報、市のホームページで公表して、また、各事業団体との交流会、意見交換等も実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 私が確認させていただいたところ、ホームページで事業検証はされておらないんですけども、その点についてご説明願えますか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

清水部長。

○地域振興部長（清水 茂君） 塩貝議員さんのご質問にお答えいたします。

市民提案型の評価の公表につきましては、南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金の要綱の第19条に交付対象事業の評価を公表しなければならないというふうなうた

っておるわけでございます。議員ご指摘のとおり、平成26年度までは公表しておりましたが、その後、内部では一定審査をしておりましたが、公表ができていなかったという点につきましては、おわびを申し上げたいというふうに思います。

しかしながら、先ほども申しましたように、事業の実施団体や取り組む内容については、市ホームページ、広報等で公表しておりまして、一定の取り組み内容の公表をしておるといふふうに認識しております。

評価の公表については、今後、実施していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不惇君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） この地域振興については、観光振興についてもまた別の議会でじっくりやりたいと思うんですけども、これ、後の人事の部分に絡めながらということで質問させていただいた部分もあるんですけども、平成26年ですよ、前回の評価がされているのが、事業に対して。それを今まで検証してやってきて、今後も続けていきますというのは、これは多分筋が通らん話やと思いますんで、この事業自体のある程度の見直しとか今後の方向性は、来年度の予算では大幅に見直していくべきであろうと思います。それまでにしっかりと26年度から30年度までの事業評価をできるということであればわかりますけど、それについても、26年度の評価、27年度、28年度、29年度、ずっと事業が続いているわけですから、今現在のところで評価ができていないのであれば、この事業自体の方向性を見直しは図られるべきであろうかと思えます。

これについては、地域振興、観光振興と含めた中で、また3月議会にでも折を見て質問をさせていただくとして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、行政機能ということで質問をさせていただきます。

人事評価制度及び職員の適正配置及び就業管理並びに組織機能についてということで、この点について副市長に現在の見解をお伺いしたいと思います。

副市長、参与、市長公室長、総務部長、危機管理監と、それぞれ責任のあるお立場の方が5名おられます。役職的にそれぞれ南丹市行政全般を横断的に見る立場だと思えますが、今現在、しっかりと機能しているのでしょうか、副市長にお尋ねします。

○議長（今面 不惇君） 山内副市長。

○副市長（山内 守君） それでは、塩貝議員のご質問にお答えさせていただきます。

組織改正によって設けられましたそれぞれの職務、所掌につきましては、十分に、今、自分の持ち分のところは、それぞれの立場で仕事をしていただいております。

また、塩貝議員のほうから問われております組織横断的な事業において、その機能があるかということにつきましても、現在のところ、連携をとっていただいておりますので、十分発揮されているというふうに思っておりますし、さらにこれからそういった

以前にもお答えさせていただいた小さなプロジェクトの集まりであったり、それをまた解消したりということも繰り返すことも含めまして、取り進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） ありがとうございます。詳細な案件でお伺いするのは申しわけないんですけども、過日に実施された防災訓練ございましたよね。その中でも、私も参加させていただく中で、いろんなお立場の方がおられる中で、特に防災訓練であれば、危機管理監とか危機管理対策室、これも市長の思い入れでつくられた課で、私も期待しておりますし、それなりの機能があるのかなと思いますと、どうしても何か、これは私の感じたところですけども、イベントの準備と設営と後片づけに追われるような、イベントではないんですけども、そういうスタッフ的なところの役割のほうが多かったのかなという感じがございました。

危機管理監の立場としては、市長、副市長に災害時に助言を行うような立場であったりとか、もしものときには指揮をとっていただくようなポジションであろうかと思っておったんですけども、防災訓練で見る限りは、その部分が見られなかった、私自身は。その点は副市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

山内副市長。

○副市長（山内 守君） 危機管理監の職務につきましては、この4月からそれぞれ取り組んでいただいておりますとともに、各支所の管理もいただいております、全体を掌握していただける立場に立っていただいていると思っております。

今回の防災訓練につきまして、塩貝議員のほうがそのように感じておられたということについては真摯に受けとめますが、我々サイドとしては、しっかりと國府管理監に仕事をしていただいておりますというふうに考えております。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 現場の責任者が副市長があったわけですし、当日、だからちょっと副市長にお尋ねしたんですけども、せつかくの役職、そういう室ですから、より機能的に動けるようにまたご期待したいと思います。

それに関連してですけども、これは答弁いいんですけども、立藩400年事業でも、行列が巡行されたんですけども、その中においても、各部課が連携とれておったかなという、やっぱりいささかどうなんかなと感じる部分もありましたので、その点はそれぞれのお立場の方がおっていただけるので、今後、より市長が言われる横串を打てるような施策を講じていただければなと思いますので、期待を申し上げます。

続きまして、人事異動や組織改正による現在の職員配置状況で、各部署の業務内容の差異は軽減されているのかという点と、職員の人事評価による現状での目的達成度合いを伺うとともに、評価は人事に役立っているのかを一括して副市長としてのご見解をお伺いしたいのですが、これが先ほど地域振興課にお尋ねしておいた部分とも重なってくるんですけども、その人数で足りているんですかというところはやっぱり疑問に思うわけです。もしかすると、評価まで手が回らなかったのかもしれない。それがそれぞれほかの課にもあるんじゃないかなというような思いがするんですが、その辺は副市長の視点から見られてどのようにお考えでしょうか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

山内副市長。

○副市長（山内 守君） 4月に行われました組織改正等による事務分掌の見直し、新規の事業による業務量の増加、所属の状況等を総合的に勘案し、できる限り部署による業務量の偏りがないように人事配置を行っておるところでございます。このようなことを考慮しながら人事配置を行っておりますが、今後も業務量の平準化に努めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 人事の異動なんかも含めてきますと、一朝一夕ではできることではないと十分理解をするんですけども、市民の方がお問い合わせをしたら、人数が足りてへんからできませんであったりとか、ホームページの更新であっても、その担当課に人数が足りてへんからできません。また、異動によってちょっと異動してきたところやから、詳しいことはわかりませんというようなことを一般の市民の方に電話対応されている案件を聞いております。初めてやったりとか、人数が足りひんのも重々わかるんですけども、できるだけそのようなことがないような平準化を、今、おっしゃられたように図っていただきたいなというふうに思います。

副市長の視点からご意見をいただいたんですけども、市長、何かございましたらお願いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） もともと職員の配置体制、組織機構の改正などについては、相当詳しく業務の内容を見える化をしまして、人掛ける時間で何日・人の仕事があるかという、かなり仕事内容を分析して、その上で必要な人数を割り出してということであったわけですが、実際の調査と具体的な現場での運用状況とでは、ぴたっといかないのは事実でございますし、人の配置については固定化されたものではございませんので、一定の時期に見直していく必要があるかと思いますが、余り頻繁にやると、それこそ

なかなか仕事が定着しない状況になりますので、状況を見ながら改善をしていかなんというふうに思っておるところでございます。

それから、かわったところでわかりませんか、よく知っていて、ちょっとご理解をお願いしますというような場面でしたらですが、電話でぱっと答えるのにふさわしくない返答であるということは事実でございますし、これは職員には注意してまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほどございました市民提案型の事業でございます、まちづくりの交付金事業でございますが、実際に個々の内容については大変成果が上がっておるといふふうにも思っておりますし、継続はしていきたいとは思いますが。平成27年から29年までの内容は評価ができなかった状況などはよくわからないんですが、私になってからの分は、少なくともきっちり評価をして事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 人事の部分について、先ほども言いましたように、急に何か突発的に変わるようなこともございませぬですし、その辺は幹部の先ほど勉強会等も含めてということもありましたし、そんなことも絡めながら一体的にまた考えていただければなと思っております。

まちづくり提案型事業についてですけど、当然、これは何も西村市長体制を非難しているわけでもなく、前体制からあったことですから、そのことについて担当課としてどう考えておられるかというところがやっぱり気になった部分でございました。これについては見直しを図っていただきたいと思っておりますし、当然、市長もそういうお考えであらうというふうに理解をいたします。

それでは続きまして、行政機能ということで担当部長にお伺いしたいんですが、市役所内において飲酒検査を実施されているとお聞きしておりますが、実施理由と結果をお伺いします。

○議長（今面 不悖君） 堀江部長。

○総務部長（堀江 長君） 質問にお答えいたします。

南丹市の地域性から、車で通勤している職員が大半でございます。また、部署によりましては、公用車を運転する機会が非常に多いということもございませぬ。日ごろから交通安全の徹底を繰り返し注意喚起をし、交通安全研修も実施しておるところでございます。

一方、公務員の飲酒運転、飲酒事故に対する処分の厳格化が全国的な傾向となっている中、前日の深酒などで翌朝になってもアルコールが検知されるといったことが起こらないように、職員には実施を周知した上で、アルコールチェッカーによる検査を行って

おります。

これにつきましては、道路交通法で一定台数以上の自動車の使用者は安全運転管理者を選任し、その管理者が職務として飲酒の有無を確認するという事も法令で定められておりますので、この安全上の配慮、それから予防的見地、公用車を使用する事業者としての責務ということで実施をしております。

不定期で実施しておりますので、それぞれの部署にアルコールチェッカー配置しておりません。市営バスの部分については、毎日、運行前にやっておりますので、機器を備えつけておりますが、それ以外については、2台程度のチェッカー購入して、部署をそれぞれ交代で抜き打ちで実施しております。

検査結果につきましては、残念ながら、これまでに1件、測定値がゼロでないということのケースがございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 公用車等も運転されるので、当然よい取り組みかとは思いますが、今、1件あったということなんですけども、その方の通勤はどうされてたんですか。車で来られたんですか。

○議長（今面 不悖君） 堀江部長。

○総務部長（堀江 長君） お答えいたします。

当日は、その職員、車で通勤してまいりました。ほかの職員もあわせて、朝、始業時に点検しましたところ、チェッカーのほうで検出したということでございますので、すぐに管理職のほうはその職員と面談をしまして、本人と合意の上、当日は年次有給休暇をとりまして、帰宅をいたしました。既に通勤時点では飲酒状態での運転だったというふうに思いますが、その帰宅に際しては家族の方に迎えにきてもらってということで、その後、わかってからそういう違反状態が出ないようにということの対応をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 今、飲酒状態であったと認められましたけど、それはありなんですか。僕、ちょっと法令上わからないんですけども、飲酒運転で職員が出勤してきたということで、今、認められましたよね。これはどういうことなんですか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

堀江部長。

○総務部長（堀江 長君） 市役所で使用しておりますアルコールチェッカーは市販の機器でございます。その精度について、警察の検挙等によって飲酒運転かどうかという

判定をする精度のあるものではございません。ただ、その機器が反応しておりますので、飲酒の状態であったであろうとは思いますが、その部分については市として違反という確定ができませんでしたので、その後の対応についてということで、対応をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 制度云々かんぬんと言われましても、私もそのチェッカーに対して詳しくございませんので、時間の経過等々もありますし、ただ、その時点でどのぐらいの反応が出て、どういうことであろうということであれば、ある程度の推測はできるかと思うんですけども、どれぐらいの違反やったのか、そのことも全部残っておるんですかね、データとしては。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

堀江部長。

○総務部長（堀江 長君） 先ほども申し上げましたとおり、一般市販品でございますので、その測定結果については、電源を切った時点で消去といえますか、残りません。一定時間放置した状態でも、リセットがかかりますので、その検出の数値については記録ができておりません。イエスかノーかといえますか、飲酒の反応があるかどうかということの目安として利用しております。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 法令に関する部分でもありますし、その詳しいところも私もまだ承知してないところで、いいかげんなことも言えませんので、この件についてはまた議会で協議をしていただくなり、何かご検討いただければなと思います。

時間もございませんので、次の質問に移っていきたいと思います。

続きまして、危機管理ということで、防犯対策についてお伺いします。

市内の防犯灯の設置状況、維持費等について伺いながらお話を進めていこうと思っただけですが、時間もございませんので、まず、市内の防犯灯の設置状況、維持費及び市が直接管理している防犯灯の維持費等、わかる範囲で担当部長からお知らせいただければありがたいです。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

國府危機管理監。

○危機管理監兼支所担当部長（國府 博美君） それでは、塩貝議員のご質問に答弁させていただきます。

南丹市内には数多くの街路灯がございますが、その中で公衆防犯灯の目的をもって設

置をされたもので、台帳に登録しておるものにつきましては1,742基、そのうち市の管理しますものが442基でございます。そして、その管理につきましては、設置事業を実施いただく際に、公衆防犯灯設置要綱の第3条ただし書きに、設置後の維持管理に係る経費は各行政区で負担するというので、区管理のものにつきましては、区のほうで管理をいただいておりますという状況でございます。

そして、市が管理しております442基につきましては、平成30年度の実績では、電気使用量が年間304万8,000円、月平均にしますと25万4,000円と。また、玉切れ等によります交換なり清掃等の関係、修理修繕に係る費用というようなことですけれども、これが平成30年度の実績では15件、年間34万8,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） ありがとうございます。今、ご答弁いただいたように、多くが行政区のところに負担いただいておりますというか、設置コストにしても行政区に頼っている状況ではないかなというのが実態であろうかと思えます。

特に通学路や通勤路で夜間の明かりの確保は市民生活の安心・安全を担保する上で必要なものでありますし、定住促進を図る上でも、夜間のまち並みは非常に重要な選択肢の一つでもあると考えます。

朝の質問でもありましたが、私も多くの方からご意見を頂戴することがあります。午前中の殿田地区もその一つであります。日吉ではほかに四ツ谷や佐々江、胡麻といった通学路の真っ暗なところ、園部では農芸高校生が通学する路線地域の方、また、園部駅から新光悦村に向かう途中で、橋の上も含めたスーパー付近までの暗い区間、平成台のメイン道路以外の場所など、枚挙にいとまがない状況であります。

これを解決するために、今、提案ではあるんですけども、リースによるLED化も含め、市が直接管理するべきではないかということをご提案したいと思います。現在の行政区や商店連盟に頼る方式では、その時々組織の状況や考え方で安心・安全の基準が変わってくる、その場所に住む住人も当然ですが、その道路を通学する子供たちのためにも、基準を設けた一括管理を市がしてはどうかというものであります。

行政区だよりですと、電気代もかかるしやめとこかとか、商店連盟に頼りますと、予算もなくなってきたし、街灯はちょっと撤去しようかと。ただ、まちづくりや子供の安心・安全を考えたときには、ある一定、市がその部分を負担するべきではないかと思えます。他の市町ではリースによって全てをLED化する、浮いた電気代でそのリース代を払うということで、十分ペイできている市町村も聞いております。

まず、その点について、担当部長、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（今面 不悖君） 國府部長。

○危機管理監兼支所担当部長（國府 博美君） 先ほど質問の中にもありましたとおり、闇な部分、これで明かりを確保する、割れ窓理論じゃないですけども、犯罪を誘発、惹起させるようなことの解決のためには、そのような街路灯の設置、これは必要であろうと思います。

ただ、今、実施しております事業の関係は、先ほど答弁でも申し上げたとおり、設置要望のある区に負担をいただく中でというような形がございます。議員おっしゃられるように、全てをというような形も一つの考えかとは思いますが、防犯ということでいきますと、まちづくり全体を考える中でそうしたことも考えていかなきゃならんのではないかなと。防犯灯の設置だけでは解決するものではないというような認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 最終の判断はまた市長のご答弁もいただきたいのですが、防犯灯だけではカバーできないというような、今、ご答弁をいただきましたので、絡めまして次の質問もさせていただきたいと思えます。

今現在、個人においてもドライブレコーダーの普及が進む中、防犯カメラとしての活用を考えてみてはどうかということなんですけども、これは個人の車や企業の商用車でもドライブレコーダーの普及が進む中、防犯カメラとして活用を考えてはどうかということでございます。

京都府では既に綾部市の報道がありました、近県では尼崎市や福井県の幾つかの市町でも運用されております。車による事故はもちろんのこと、多様な犯罪、また、行方不明者の捜索など、各方面での活躍が期待できます。事前に登録いただいて、情報が欲しいときのみメールで当該道路を走っていた車両に情報提供をいただくというものでございます。

本市では過去にも支所に設置されていた防犯カメラによって、早期に行方不明者が発見されたという事例もございます。他の市町では車両用にステッカーをつくって、これが防犯カメラで、皆さんを監視してますよというようなところもありますけども、取り急ぎとすれば、このシステムをつくれればいいだけで、このシステムであれば、現在、南丹市ではメールで市民にお知らせするサービスもございますので、登録さえいただければ、すぐに活用できることであろうかと思えます。

市内各所に何百何千という防犯カメラが設置されるということとイコールであろうと思えますし、この点について早急に進めてもらうのは当然なんですけども、次年度に予算をつけて利用促進を図るために、例えば有名なゲームキャラクターを利用させていただいて防犯のステッカーをつくるとか、何か普及策を考えるというのも一つの手であろうかと思えます。

この防犯カメラの機能を持たせるドライブレコーダーを皆さんに登録いただいて、防

犯カメラとして機能させるということと、また、リースによるLEDということも提案しましたが、その辺について、市長のご見解があればお伺いしたいと思います。なければ、担当部長、お願いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

國府危機管理監。

○危機管理監兼支所担当部長（國府 博美君） ドライブレコーダーの関係ですけれども、先ほどご紹介もありましたけれど、数年前からも防犯カメラが高価というようなことで、ドライブレコーダーが活用できるということで、小さな市町では取り組みも聞いております。南丹市所有の公用車267台のうち76台にドライブレコーダーの設置をしております。先ほど議員からもありましたとおり、これらは防犯カメラとしての活用も十分考えられるということで、これらを有効に活用したいというように考えておるところでございます。

また、ソーラーの関係につきましても、条件的に電柱を引くとかそういうようなことができない場所では、非常に有用な方法であるということも考えております。ただ、LEDなり、またソーラーの関係も、その場所場所、この条件に応じた形でそういうようなことを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） ドライブレコーダーの関係につきましては、個人のレコーダーの普及が進んでおる、それを活用するというか、ネットワークをつくるというか、目立つようにしてやってはどうかということについては、直接市の予算をどんどんそこに投入するわけでもございませんし、大変興味深い提案であろうというふうに思っておりますので、その点については少し研究も、あるいはよその事例もまた見てみて、これはということになりましたら、取り組みの俎上に挙がってくる十分内容であろうというふうに思います。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） ぜひとも積極的に運用を検討いただきたいと思います。というのも、多額な予算がかかるわけでもないですし、ただ、協力者がやっぱり必要な事案でもあろうかと思えますし、その辺も十分に調査、精査いただいて、できるだけ運用できるようなご検討をいただきたいと思います。

今、そして担当部長から、ちょっと質問してなかったんですけど、ソーラーの件でもご答弁いただきましたけども、ソーラー、今現在、南丹市でも設置されておりますけども、大変高価なもので、1基当たり何十万円、100万円単位のお金が要るようなすご

い光量のソーラーもあります。ただ、田舎でといったらおかしいですけど、ちょっと市外から離れると、ほんまにぼやっとした明かりだけでも大分効果が違うと思うんですよ。そんなたいそうな高価なLEDの太陽光発電を期待せんでも、ほわっと明るいだけでも、完全に防犯意識は変わってくると思いますので、その点も含めますと、私ちょっと調べて、これまでにできれば視察に行きたかったんですけども、ちょっとタイミングがなく行けなかったんですけど、島根県雲南市で里山照らし隊という活動をされておるところがございます。ここは炭を利用した蓄電池を開発して、この点についてはまだ課題はあるようですけども、集落で炭を焼いて、その炭を利用して電力の自給自足が可能であるというようなものでございます。これでありますと、電源のないところでも、ソーラーによるLEDの光源が確保できたり、また、里山で獣害対策の電気柵としても使用を検討を始めているということで、私自身視察に行こうと思っておりますので、興味のある部長さん方おられましたら、ご同行願えればありがたいかなと思います。

最後の質問に移らせていただきます。

都市計画、都市公園についてということで、これも午前中質問がありましたけども、9月、私、一般質問させていただいたんですけども、それ以後、検討するとされた市内3カ所の複合遊具について市長からご答弁もありましたが、いま一度、進捗状況及び現在までの当該区への説明状況をお伺いします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

柴田土木建築部長、答弁をお願いいたします。

○土木建築部長（柴田 建司君） 塩貝議員のご質問にお答えいたします。

都市計画公園3公園につきましての遊具の撤去、設置についてでございますが、これにつきましては、平成31年4月に3公園の遊具の点検業務によりまして、3公園とも遊具の使用継続は不可能であるという結果が出ました。

この7月、8月にかけて、それぞれ3区の区長さん、まずは使用停止の措置、それから撤去の工事ということで、午前中、市長から答弁もございましたように、大変その説明の中では不十分な点多々あったことは事実でございます。

それ以来、撤去した遊具につきましては、整備計画を立てて設置をしていくということで、現在、その計画を策定中でございます。

また、それぞれ区長さんの連絡につきましては、この遊具の設置が決定した時点で、それぞれの区に丁寧な説明を申し上げたいと、このように考えております。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 今、お答えさせていただいた状況でございますが、内容的には機種なども選定を進めておりまして、以前の、そうたいそうなものではなかったですが、コンビネーション型といいまして、ブランコとか鎖とかそういうものがワンセットになったような遊具でございまして、それに見劣りがあんまりせんようなものという

ことで取り組みを進めております。

ただ、来年度全体の予算の中でどうできるかということは、これから予算の査定なども進めながらですので、できるだけ早期にと午前中も表現させていただきましたが、できるだけ早期に、しかも事前にそれぞれの区のほうにもご説明もさせていただいて、設置をさせていただくという取り組みを進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 朝、市長もご答弁されておりましたけども、決定したら区のほうに説明するということでありましたが、現状、私、一般質問以降、どういうふうに進んでいくとか、そういった説明もされておられないのでしょうか。ほったらかし状態ですか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

柴田部長。

○土木建築部長（柴田 建司君） お答え申し上げます。

現在、計画を策定中でございます。やはり予算の措置等も含めまして、確定した時点であるべきであろうという判断をしておりますので、現在のところ、各区長さんにはご説明には上がっていない状況でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） やっぱり子供がずっと遊んどった場所ですので、私はより丁寧な説明を求めたんです。どういう経緯で撤去して、仮にここの地域であれば、ここに行ってもらえたら、お子さん遊んでもらえますよとかいうようなことが区長が説明できたら、住民の方に説明できると思うんですけども、多くの子供さんが遊んでおられたところに、いきなり遊具がなくなったことについて不満が大きく出てるので、このことについては、決まったから説明じゃなくて、撤去した経緯も含めてしっかりとした説明を今後求めたいと思います。

遊具の中身について検討ということですが、防災機能も持たせたような遊具もありますので、その点もご検討いただければということをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今面 不悖君） 以上で、塩貝孝之議員の一般質問は終わりました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

午後3時15分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 3時01分休憩

.....

午後 3時15分再開

○議長（今面 不悖君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、11番、平田聖治議員の発言を許します。

平田聖治議員。

○議員（11番 平田 聖治君） 皆さん、こんにちは。議席番号11番、公明党の平田聖治でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。午後最後の質問者でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

最初に、災害時のドローンの活用についてお伺いいたします。

災害発生時において、住民の安否確認や被害状況などの情報をいかに迅速に把握するか。本市においても、災害時には職員が車で現地に入り、携帯電話や写真などで被害状況を報告していると思いますが、時間がかかり過ぎたり、全体像の把握も困難な場合も考えられます。道路損壊の場合はアクセスできず、通信が途絶すれば安否確認の手段がなくなります。

近年の土砂災害では、通信網が途絶え、迅速に安否確認できないケースが多発しています。ドローンといえば、テレビなどでもよく見られるのが空撮ですが、最近では地震や火災などの災害発生時の情報収集手段としてドローンを活用した防災対策が進められています。人や車が立ち入れない現場で被害状況を早期に把握し、消防や人命救助活動の初動態勢などを支援します。

ドローンは上空150メートルまでの飛行が可能で、小型カメラと赤外線カメラが搭載されており、リアルタイムで映像配信もできます。活用分野としては、火災現場や河川氾濫の状況把握、山岳・水難の救助や行方不明者捜索の支援、大規模災害の調査が期待されます。

災害現場におけるレスキュー活動は、何よりも時間との闘いです。仮に山で事故が起こった場合、すぐに駆けつけるには余りに時間がかかり過ぎます。そこで、被害状況を確認したり、避難者の捜索においてドローンによる空中からの映像は、何よりも時間的メリットがあります。

ここ最近、日本でも災害被害が多発しているため、各自治体や消防署などにおいては、ドローンの活用が急務な状況であると考えます。ドローンは災害支援活動の幅を広げ、機動力を飛躍的に高められます。将来的には孤立集落への物資輸送などにも利用可能です。周辺自治体との広域連携を図りながら、防災体制の強化に努めることが必要であると思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 平田議員の質問にお答えさせていただきたいというふうに思

います。

ドローンの活用についてのご質問でございます。

ドローンについては、近年、モーターの技術の発展やバッテリーの軽量化、さらには小型カメラの技術的な進歩によりまして、必要な情報を瞬時に把握できるすばらしい手法として大変各方面でも利用されております。偵察用と申しますか、こういった情報入手のものですと、運搬用よりも相当安く入手できるということで、各方面でも利用が進んでおるところでございます。

今、ご指摘いただきましたように、災害の場面、あるいは行方不明者の捜索の場面、あるいは運搬の場面、特に救援物資の輸送など、そういった場面でも活用されたりしております。かなり離れた離島への物資の運搬なども行われており、技術的な向上によりまして、墜落しにくい、安定して飛行できる、そういうものが技術的にも進んできておるのが現状でございます。

現在、消防団においては、園部支団でドローンを配備されておりまして、今日まで行方不明者の捜索に上空から捜査に活用したということの実績がございます。しかし、オペレーターについては一定の講習が必要でございまして、園部支団では数名の団員が受講して、有事の際にはそれら団員が出動して操縦を行うということになっております。

消防庁においても、消防学校でのドローン講習などを積極的に実施しており、オペレーターの養成が進められておるところでございますし、市内でも廃校跡を活用してドローン教室を開いておる、そういった法人もございます。

これからは、先般来、さきの議会でも質問していただいておりますが、消防士の養成についてもその必要性が訴えられてきたところでございますが、今後、行政あるいは消防防災の関係で、そういった活用については、これは全体的にプランを考えていく必要があるというふうに思いますので、ご指摘、ご提案いただいております内容については十分に検討し、実現できる内容から進めていけたらというふうに考えておりますので、またご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（今面 不倅君） 平田議員。

○議員（11番 平田 聖治君） ただいま市長のほうから答弁いただきまして、園部支団のほうでも実際にドローンを活用されての捜索がされたというような報告もございました。

本当に急を争う事象につきましては、かなり人員が少なくても、ドローンの力でそうした情報収集はできるものと思われまますので、そういったものにつきまして、今後ともよろしくお願いしたいというふうに思います。

続いて、同じドローンの質問なんですけれども、現在、ドローンの活用分野はますます拡大を見せており、実際、ビジネスの現場ではさまざまな活用がされています。広大な土地に建てられることが多い太陽光発電所は、従来の方法でメンテナンス作業を行う

場合、人も時間もかなり必要で、多くのコストが発生しています。

そこでドローンを使い、赤外線カメラなど特殊なカメラを搭載し、点検を行うことで、圧倒的な作業効率を行うことが可能になります。また、建造物の外壁や屋根の点検など、メンテナンスの分野においても利用されています。

ドローンは、近年、盛り上がりを見せるスマート農業分野におけるメインプレーヤーとして注目を集めています。農薬用のタンクを積んだドローン「農薬散布ドローン」や農業従事者の高齢化や人口減少が進む中、農作業の負担を減らし、作業を効率化させることで期待されています。

また、セキュリティなどの分野においてもドローンは活用可能です。ドローンにあらかじめプログラムを組んでおき、指定した時間になると、ドローンが設定されたルートを自動飛行し、監視を行います。

このようにドローンの活躍分野は拡大しており、これからの活躍が大きく期待される場所でもあります。

これらのことについてのドローンの活用についても、市長の見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 最近の大きな建物の壁面調査などでは、ドローンが横向きにカメラをつけてずっとチェックする、そんな取り組みがあったり、園部の国際交流会館あたりでも、ドローンでチェックもいたした経験がございます。

それから、人もなかなか近づけない文化財、山城でございますけども、それを先般も八木城の赤外線調査をいたしましたし、今後も予算の許す範囲で、有名の市内のそういった山城などの大きななわばりの遺跡については、調査に活用していけたらというふうに思っております。

さらに、これからでございますが、スマート農業については、一定、自動運転トラクターとか、あるいは水のチェック、それから実りぐあいとか、成長ぐあいでばらつきが、例えば水田ですと、施肥が少し足りないところとか、そういうものをチェックしながら、適切なところに適切な薬剤なり肥料なりを運ぶような取り組みなども既にスタートしておるところでございますし、これから新規就農者あたりは相当ドローンを使った農作業というのも取り入れておられます。

さらに、森林管理システム、要は林業の振興の中で、京都府にはかなり申し上げております。ドローンを使って早う赤外線の調査をして、山の境界関係の資料をつくってほしいということを申し上げておりますが、京都府のほうは、今のところ、航空写真で多くの情報が得られるという、そういったお答えをいただいておりますが、それではやっぱりだめだというのが専門家の声でございますし、これから森林の管理システム、森林の取り組みについても、これこそ広大な山を歩いていくわけにはいきません。上からしっ

かり捉えられるドローンの活用など、さまざまな場面でドローンの活用が当然行われると思います。

ただ、それを市が独自にドローンを持って、オペレーターを持ってというよりも、さまざまな委託業務とか、あるいは発注業務の中で、そういったものを取り組むことによって、合理的に安価に大きな調査事業などが行われるということで、活用をしていきたい。また、活用せざるを得ないような取り組みがたくさんあると思いますので、ご指摘の内容を受けて、今後もドローン活用を進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

平田議員。

○議員（11番 平田 聖治君） ただいまもドローンに対するさまざまな活用等につきまして答弁をいただいたところでございますけれど、本当にいろいろなところで活躍できるものだというふうに考えます。

その活用の方法につきましては、今後の検討課題になろうかと思っておりますけれども、そういったものを募集をいただきまして、十分な、災害にしても、それ以外の分野につきましても、対応のほうをよろしくお願ひしたいなというふうに考えております。

次に、質問を進めさせていただきます。

次に、緊急情報システム「Net119」についてお伺いいたします。

京都中部広域消防組合では、丹波2市1町の聴覚や言語に障がいのある人がスマートフォンなどから緊急通報できるシステム「Net119」の運用を10月1日から始めています。音声を使わずに画面上でやりとりし、外出先からも助けを求めることができます。利用者はスマホやタブレット端末から専用サイトにアクセスし、救急か火事を選び、さらに自宅、外出先などを選ぶと、画面上の地図が表示され、GPS機能により位置情報を送信します。消防が受信した後、頭が痛いなど症状や状況を文字でやりとりします。スマホで写真を撮って場所の情報やけがの様子を伝えることもできます。

これまで、聴覚・言語障がい者は登録したメールか自宅のファクスからしか119番通報ができなかったようですが、新システムは全国どこからでも通報が可能となりましたが、利用者には事前登録が必要となります。

そこで、聴覚・言語障がい者に対して事前登録についての周知することが必要ではないかと思っております。担当部長の見解をお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

國府危機管理監。

○危機管理監兼支所担当部長（國府 博美君） それでは、平田議員さんのご質問に答弁申し上げます。

今、ご質問の中でもいただいたように、このNet119緊急通報システム、非常に有益なシステムであると考えております。出先につきましても、このシステム導入済み

の地域であれば、管轄する消防本部に通報していただく、また、そうでない場合にも、中部広域のほうにも入って、そこから送るといような形で対応ができるというようなことで聞いておるところでございます。

京都中部広域消防組合におきましては、この10月1日から運用を開始されたということで、現在のところ、南丹市で4世帯5人の方が登録いただいておりますというように聞いております。

運用前におきましては、関係者等に説明会を開催いただいたとお聞きしておるところでございます。しかしながら、私のほうも十分に承知もしておらなかったというのも現実でございます。

今後、聴覚に障がいのある方にとっては非常に有効な手段でもありますので、ふない聴覚言語障害センターや、また、聴覚障害者団体と連携する中で、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

平田議員。

○議員（11番 平田 聖治君） 今、危機管理監のほうから答弁いただきまして、関係者の方に説明会が持たれて、南丹市のほうからは5人の方ですか、登録されておるといようなご報告ございました。

従来のメールとファクスの通報システムにおいては、2市1町で約60人の方が利用されておったというふうにお聞きしております。南丹市で5人ということでございまして、全ての方が登録されておるかわかりませんが、また、こうしたものについてご存じでない方もいらっしゃるかもしれませんので、周知につきましては、啓発をしていただきたいというふうに願っております。

それでは、次に質問を進めさせていただきます。

次に、A I 総合案内サービスについてお伺いたします。

愛媛県の今治市では、市のホームページなどで市民からの質問にA I が対話形式で返答するA I 総合案内サービスを9月から試験的に導入しています。このサービスは住民票や印鑑登録、引っ越し、戸籍、子育てなどの6分野の問い合わせに24時間対応しています。業務の一端をA I に担わせることで、職員の負担軽減を図り、行政サービスを向上させるのが狙いです。

利用方法は、パソコンやスマートフォンから市のホームページにアクセスし、トップ画面のA I 総合案内サービスを選択して、質問を入力すると、探している答えに導いてくれて、ダイレクトに知りたい情報にたどり着けるようです。

そこで、本市においてもこのA I 総合案内サービスの導入を検討して、職員の負担軽減と行政サービスの向上に努めてはと考えますけれども、担当部長の見解をお伺いします。

○議長（今面 不悖君） 清水地域振興部長。

○地域振興部長（清水 茂君） それでは、平田議員さんのご質問にお答えいたします。

A I（人工知能）による総合案内サービスの活用については、先進的な自治体では、簡易な質問に関してはA Iが対応して、職員は対面的な対応が必要な方に集中できるという、そういう取り組みが進められておるところでございます。

具体的にはチャット（リアルタイムで文字による会話）とA Iを組み合わせたもので、利用者がスマートフォンやパソコンから相談や問い合わせを入力すると、A Iがチャット形式で回答するという仕組みでございます。

南丹市におきましては、今年度を実施した組織改正の際に、組織別ミッションの一つとしてA Iの活用、新技術の導入について検討を進めるということになっておりますので、今後は職員の負担軽減と行政サービスの向上に向けて、現在、A Iをどのような業務に、また分野に活用できるか検討しておるところでございます。

ただ、一方、運用費用も発生することから、導入作業や費用対効果の部分も含めて、現在、情報収集もあわせて行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

平田議員。

○議員（11番 平田 聖治君） ただいま担当部長のほうから答弁をいただきました。

これからの時代、A Iの時代が来るのかなというふうに思っておりますけれども、全てがA Iで対応できるものでもございませんし、少しでも職員の業務の一端がそれで少なくなればいいかなというふうに考えております。できるだけ業務の時間短縮等を含めまして、今後の検討をしていただきまして、できるだけそうしたものにも導入をいただいて、職員の負担軽減、そして行政サービスの向上に努めてほしいなというふうに思います。

次に、質問を進めさせていただきます。

次に、食品ロス削減についてお伺いいたします。

まだ食べられるのに捨てられる食品ロスの削減に向けた取り組みについてお伺いいたします。

この10月から食品ロス削減推進法が施行され、小売りや外食業を初め、売れ残りや食べ残しを減らすために見直しが始まりつつあります。国内の食品ロスは、2016年度の推計で643万トンに上るとされています。全国民が毎日茶わん1杯分のご飯を捨てている計算になります。

世界では年間13億トンの食料が廃棄される一方、8億人以上が栄養不足に苦しんでいる状況にあります。2001年施行の食品リサイクル法で、事業者の廃棄抑制や肥料などへの再資源化が一定程度進んだようですが、全体のロス発生量は、近年、高どまりしていると言われております。このため、国民運動に位置づけてロス削減を促すのが、こ

とし5月に超党派の議員立法で成立した推進法であります。国が基本方針を本年度中にまとめ、自治体は具体的な推進計画をつくることとされていますが、食品ロス削減推進法の施行に伴って、本市の食品ロス削減の取り組みについて担当部長の見解をお伺いします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

弓削市民部長。

○市民部長（弓削 雅裕君） 平田議員のご質問にお答えいたします。

議員からありましたとおり、食品ロスの削減の推進に関する法律が本年5月31日に公布されまして、10月1日から施行されておるところでございます。

法律では、国や地方自治体が連携して食品ロス削減に向けてそれぞれの地域の特性に応じた施策を策定、実施することを責務といたしておるところでございます。

議員からもありましたとおり、国におきましては、食品ロス削減推進会議が設置されて、本年度内に閣議決定を目指して、国の基本方針の案が現在検討されておるとことと思えます。

それから、地方公共団体にはその国の基本方針、また、都道府県の計画を踏まえまして、市の食品ロス削減の推進に関する計画を定めるよう努力義務が規定されておるところでございます。

船井郡衛生管理組合が平成31年3月に策定いたしました一般廃棄物の基本計画におきましては、この食品ロスの関係につきましても一定記載をされておるわけですが、これについて南丹市も連携していきたいと考えておるわけですが、市の独自の具体的な取り組みにつきましても、今後策定されます国の基本方針、また、一定の時期に都道府県の計画が策定されましたら、それも踏まえまして策定していきたいというふうに考えておりまして、現時点では国や府の動向を注視しておるという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

平田議員。

○議員（11番 平田 聖治君） ただいま担当部長のほうから答弁いただきましたけれども、今はまだ基本方針が出ておらないという段階で、それぞれの自治体、市町村で具体的な取り組みがなされてはいないということですが、今後の取り組みになるのかなというふうに思いますけれども、コンビニ業界であるとか、それからスーパーの関係であるとかは、もう具体的にいろんな取り組みをされております。

また、ほかの市町村では、市民祭りなどでの、そうした自分のところの家に買い過ぎてしまって残っている食品であるとか、それからまだ未使用である食品を、子ども食堂や福祉施設に寄附するためのフードドライブというの回収ボックスとして設置されておるとような取り組みもされております。したがって、先ほどの基本方針を受

けての取り組みも必要かと思えますけれども、今、私が述べましたようなことについては、そういう基本方針を受けなくても取り組める内容ではないかというふうに思います。具体的に取り組めるところから、一つでも二つでも取り組んでいくのがよいことではないかなというふうに私自身は考えますけれども、そのことについての答弁をお願いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 計画は国の策定の内容、指針などを見ながら、適時、進めさせていただきたいと思いますが、できるところからどうやっていくのかと、そういった努力もしてはどうかというご指摘なりご意見でございます。

ちょうど園部のまちの中でございますが、子ども食堂の取り組みをしております、あそこについては、主に飲み物とか、賞味期限が近づいておるけども、まだまだ十分使えるものなどは、大手の飲料メーカーなどから箱単位で持ってきて、それを子ども食堂で使うような取り組みも一部されておると聞き及んでおります。

また、市のほうも第三の居場所などでご飯を提供するような場面というのもこれからある中で、使えるようなものを使っていくとか、そういうことは十分考えられますし、本当にささやかな状況でございますけども、それが市民の全体に一つのシンボル、あるいはモデルとして映っていけば、効果があるのではないかというふうに思います。

また、買い物でもできるだけ小分けをする、スーパーなどではさらに小分けをしたパックをつくるとか食べ切る、そういった商品の開発などもされていると聞きますし、問題は余ったものをいかに回収するのかというシステムが、なかなかこれだけ広い市域の中で、期限が過ぎてしてもあきませんし、腐っても終わりですし、そういった意味では、本当に技術的な問題がたくさんあるかと思いますが、おっしゃるように、できるところから計画づくりに盛り込んでいけたらということについては同感でございます。今後とも、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

平田議員。

○議員（11番 平田 聖治君） ただいま市長のほうから答弁をいただきました。

実は、去年の9月議会においても、私、この食品ロスの問題について取り上げました。そのときは、学校とかで食育も含めまして、そういう教育ができないかなというようなことをお尋ねしたことがあります。そのときには、量的には規制をするのはできないので、できるだけその人に合った量にして、それからできるだけもったいない精神を持って食べ残しはしないというようなことも言っておられたように記憶しております。

家庭におきましては、先ほども市長言われましたけど、無駄なものをできるだけ買わないようにというふうに心がけていたらどうかなというふうにも思いますし、消費・賞味期限に近づいたものは、できるだけ早く消化して、それを廃棄はしないというよう

なことを家庭の中で進めていったらどうかなというふうに思います。行政としましては、そのあたりで啓発、啓蒙に取り組んでいただければというふうに思っております。

時間はまだ少しありますが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今面 不悖君） 以上で、平田聖治議員の一般質問を終わります。

本日は、この程度といたします。

次の本会議は、12月4日午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時53分散会
